

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第22号

平成26年9月9日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君
社会教育部長	小俣学君	行政管理課長	五十嵐孝雄君
総務管財課長	東栄一君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	廣瀬裕君	産業振興課長	乙幡正喜君

子育て支援課長 高橋宏之君
健康課長 志村明子君
環境部副参事 中野哲也君
社会教育課長 村上敏彰君

市民生活課長 田村美砂君
ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（尾崎信夫君） 昨日に引き続き、森田真一議員の一般質問を行います。

○1番（森田真一君） おはようございます。

昨日に続きまして、質問をさせていただきます。非正規公務員の問題について質問させていただきます。

日をまたぎましたので、少し前の質問に戻って整理をしながら進めたいというふうに思います。

東大和市で働く非正規職員は、嘱託員と臨時職員という身分で、嘱託員は1年の雇用を6回まで更新、臨時職員は6カ月の雇用を1回まで更新としていること。更新回数の上限を迎えても、市が雇用の継続の必要性があると判断をすれば、それぞれまた新規採用で雇用できるものとして扱ってきたこと。その間、1カ月の待機期間を設けてるということであったかというふうに思います。

この待機期間中に、社会保険の加入期間に空白が生じることにより被用者には不利益が生じます。ことしの7月に発した総務省通知では、臨時・非常勤職員の社会保険、労働保険の適用について、有期の雇用契約または任期が1日ないし数日の間をあけて再度行われている場合においても、事実上の使用関係が中断することなく存続していると就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失されることなく取り扱う必要があるとされており、再度の任用を行う場合の適切な対応に留意するようにと見直しを求めています。

これまでに嘱託員、臨時職員で再任用されるまでの間、社会保険の適用の空白があった者があったかどうか、今後通達に沿った運用の見直しが行われるのかどうかについて確認をいたします。

○総務部長（北田和雄君） 嘱託員と臨時職員でちょっと状況が違いますので、嘱託員については、更新が終了した段階で再試験になります。そのときに、前やってた人が採用されるかどうかというのは、これは試験の結果ですので、これは必ずしも空白期間という意味じゃないと思います。臨時職員につきましても、1回更新して、2回目の更新ありませんから、そこで雇用は切れます。その場合、ここの総務省の通達であるような、任用が1日ないし数日の間をあけて採用というケースですけど、これは一般的に継続雇用を避けるために1日とか1週間、雇用をあけるということがあると。民間なんかでたまにあるというふうに言われてることだというふうに理解していますが、私どもの場合は、この数日間とかいう期間をあけての再度雇用というのは特にやっておりません。更新1回して、それで契約が終了して、新たにまた必要であれば、その時点で一定の期間、大体1カ月以上ですかね、その間をもって再度、臨時職員の人をお願いするというふうになっておりますので、この通達は承知をしていますが、必ずしもこれに当てはまるかどうかというのは、その辺はちょっと、そのまま当てはまるものではないという認識はございます。ですから、この通達に特に抵触してるという状況では、今はないというふうには考えてます。

以上です。

○1番（森田真一君） 認識はそうだとということで承知をいたしました。ただ、実際それが総務省の見解と本当に合ってるのかどうかという問題は、今の時点では残るかと思っておりますので、これについては総務省なんかとも

よく連絡をとって、どういう考えかということも確認をしていただきたいということをお願いして、この部分については終わりにしたいと思います。

それでは、昨日の学校現場の雇用についてのところから戻りますが、昨日は学校現場で働く教職員は、都が雇用する常勤、非常勤、市が雇用する嘱託、臨時の職員と多様な雇用形態があつて、都の常勤でも期限付きの任用という雇用の方もいらっしゃる。細切れの任用によって、教職員間のコミュニケーション不足が任務の範囲の理解を曖昧にしていたり、モチベーションを低下させるというような実態もかいま見られました。

職員会議に参加できず、居場所も職員室にないというようなことを感じていらっしゃる方もあるというふうなことが、その中ではありましたが、これは自治労などで言うところの「同じ職場の中で非正規・正規の見えない壁がある」と、こういう表現をされているんですが、まさしくこういう状態に見られるというふうに思います。教職員特有の同僚性とよく先生方表現されますけど、そういう水平的な連携プレーを発揮する仕事が維持できなくなってきたのではないかと。それによって、職場にとって、また子供たちにとって、好ましい状態なのかどうかということが懸念をされます。御見解を伺います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 学校に勤務する全ての教職員が、校長の学校経営指針に基づき、組織として一丸となり教育課題の解決を図ることが重要であると考えております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** この問題については、国会質問もされておまして、このときに下村文科大臣も、非正規職員は当然必要ということはあるんですが、なるだけ正規職員を配置する考え方が望ましいと。こういうことをおっしゃっておりますので、こういう考え方に沿って配置していただきたいなと思います。ただし、正規職員の配置については、まず責任があるのは東京都の話ですし、今回は市の職員がどういうふうに配置されているのかということを中心にお伺いしましたので、これは要望として申し上げたいというふうに思います。

市職員全体のところの話に移りますが、こういったように現場では多くの矛盾をはらみながらも、それでもなお非正規職員の存在に依拠して行政サービスが維持されております。問題は、その程度がどれほどかってことにあるわけなんです。市では毎年、労働組合と都内の自治体全体を対象にした東京春闘共闘自治体キャラバンという懇談を行っているはずですが、それらの懇談から収集した多摩30市町村の職員の非正規の比率のデータをもっているかというふうに思います。先方のホームページでも公表されていまして、私も去年のデータを見ました。

これ見ますと、まず前提条件としては保育園ですとか学童保育を民営化する市ですとか、学校給食センターを外部委託する市など、分母に違いがありますから一律に比較をできるものではありませんが、これによると去年の多摩30市の非正規の職員の比率、平均して45.9%という数字に対して、東大和市は56.0%、高いほうから4番目となっていました。先ほど紹介されたことしの数字では、50.7%が合計ということになっておりますので、これについては一定の改善の努力もされている途上だというふうにも見受けられますが、そういうふう理解をしてよろしいのでしょうか。

○**総務部長（北田和雄君）** 職員、臨時職員の問題でございますけども、地方分権によって事務がふえたりとか、市民の行政需要が多様化したりということで、行政需要は拡大しております。それを全て正規職員で賄うということは当然不可能ですし、また正規職員で全て賄うべき事務かどうかというのも精査する必要があるかと思っております。こういった状況の中で、一方で効率的な行政運営というのが求められておりますので、行政サービスの向上と効率的な行政運営ということを両立させるためには、民間活力の導入ですとか、またこういった嘱

託員ですとか、そういった方々の力も得ながら両立をさせていきたいというふうには考えてます。

以上です。

○1番(森田真一君) 雇うほうからすると、そういう切実なというか、やむを得ない事情もあるというようなことなのかというふうには思われますが、しかし雇われるほうからすると、日々の暮らしが成り立つかという問題でもあるわけです。

きのう御紹介しました都政新報の記事の筆者によりますと、これまで非正規公務員と任命権者の関係は、民間の労使関係とは異なる労働者の労働期待権を認めない一方通行な関係だと、こういうふうに解されてきました。非正規公務員の雇いどめ訴訟があるという話もしましたが、その核心は任命権者に広く雇いどめに関する裁量が与えられていても、それが今日の社会通念に合致してないことから起こるものだと言われています。毎日フルタイムで働いても、それにふさわしい暮らしの糧を得ることができなかつたり、将来のキャリア形成を展望できないような働き方しかできないようでは、やがてその行政サービスの担い手そのものを失います。昨日紹介した消費者庁の調査でも、全国の消費生活相談員の1,772人中、20代から30代はわずか8%しかいないというものになっています。必要なときに必要な者を必要なだけ雇えばよいという考え方で、担い手を育ててこなかった結果が見てとれます。今回の総務省通達を生かして、非正規公務員の待遇改善に積極的に乗り出すように要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、ちょこバスの運行ルートの変更、乗車料金の値上げについて質問させていただきます。

ことしの8月に、地域公共交通会議のコミュニティバスの運行形態の検討報告書が出されました。路線、料金等の変更に伴い、改めて市の地域公共交通に関するお考えを伺いたいというふうに思います。

交通政策基本法では、コミュニティバスやコミュニティタクシーを走らせることで、どのような効果が期待をされているのか、またどういう権利や対象を保障すべきと考えているのかということについて、お考えを伺いたいと思います。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいまコミュニティバスやコミュニティタクシーを走らせることで、どのような権利の保障になるか、対象とするかといったようなことでございますが、この交通基本法、平成25年12月に策定された新しい法律でありますけれども、申しわけございません、ちょっと振り返らせていただきたいと思っております。

実はこの交通基本法ができるきっかけとなったのが、前政権で移動権の保障を定義するような形で交通基本法の検討がされてきました。これにつきましては、いろいろと国会の中でも審議されたんですが、結果的に衆議院の解散で廃案になったという経緯がございます。そのときには移動権保障を強く盛り込んだという形で、私たちがこれを全面的に保障していくということになってくると、これからの交通政策はかなり、言葉は悪いですが、しんどいなという気持ちでその法案を見ておりました。

ところが、新政権になりましてからは、法律名を「交通政策基本法」として、国の交通政策のあり方を規定するような形でできたというような経緯がございます。その中では、交通政策をどのように進めていくかということが出ており、基本理念として挙がっている中には、交通に関する施策の推進に当たっての基本的な確認事項といたしまして、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるというもの、基本的な認識としてみんなで持とうということが、まず第2条で言われております。そのほかには、交通の機能の確保の向上であったり、交通による環境への負荷の低減、また連携による施策の推進といったようなところには、国や地方公共団体、運輸事業その他交通に関する事業を行うもの等が、連携、共同して行わなければ

ならないといったようなことまで盛り込まれております。

この法律ができ、当市の地域公共交通会議でも議論される中で、今後の交通のあり方、市の公共交通のあり方、特にコミュニティバスのあり方については、この交通政策基本法を踏まえるべきではないかというようなことも議論されました。そういったようなことから、基幹的な交通をしっかりとつくり、それをもう少し地域で必要なものはまた別な、いろんな形があるだろうといったようなことから、コミュニティタクシー的なものをその地域で考えていったらどうかといったようなことから、今回のような提案をさせていただき、協議に至ったという経緯がございます。

そのようなことを踏まえさせていただきたいと思ひまして、ただいまこの交通基本法を受けてどうかといったことにつきましては、人口減少、少子高齢化、国際競争の激化など、交通を取り巻く社会経済情勢が変化する中、国民生活及び経済活動に不可欠な基盤である交通に関する施策を総合的に進めるため、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、交通施策の基本となる事項を定めているというのが、この法律でございます。したがって、当市で、ここで検討してきましたコミュニティバスやコミュニティタクシーにつきましては、公共交通空白地域の解消を目的に導入しておりますが、交通政策基本法の理念であります交通事業の充足といったことであつたり、連携といったようなことを、基本的理念をきちんと踏まえて、これにかなったもので検討をしているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 新法なんで、大変難しいんで、かみ砕いて説明していただいてありがたいと思うんですけども、さらにかみ砕いて解説していただければありがたいんですが、今御紹介がありましたとおり、この法律の中では交通需要の充足ですとか、日常生活などに不可欠な交通手段の確保、移動弱者の円滑な移動の確保などを挙げているわけですが、ここで言う日常生活などというのは、どういう範囲を意図しているものなのかということが、その中でわかれば教えていただきたいんですが。

○都市計画課長（神山 尚君） 交通政策基本法第16条に、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保について規定されております。その中に例示といたしまして、通勤、通学、通院が掲げられております。実態といたしましては、これに買い物のための移動などが加わるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） そうですね、これはわかりやすいですよ。

そうしますと、例えば、そうですね、いわゆる社会参加というんでしょうか、公民館なんかで皆さんいろいろ催し物をやったりだとか、それから習い事されたりだとかされてるわけですが、こういったものは日常生活などという中には入ってくるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 公民館の活動でございますけど、それ日常の活動の一部だというふうにも考えられますので、そういったものも含まれるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） この検討報告書が出された時点では、その時点の質疑応答で、ちょこバスは福祉目的で走らせるべきではないかという問いに対して、今後高齢化社会に対応を考慮する必要があるが、基本は交通空白地域の解消であるというふうに言っています。交通空白地域とは、高齢化率などの地域の特性を考慮しているようなものなのか、それとももうちょっとニュアンスが違って、地理的な概念と言ったらいいんでしょうか、ということになるんでしょうか。例えばよく携帯電話で、ここは通じます、通じないですみたいな、地域のカ

パー率みたいな表現をしますけど、そういう感じに近いんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 交通空白地域につきましては、地域公共交通会議等の議論の中では、まずは鉄道駅や路線バスのバス停等からの一定程度離れた地域というふうに定義され、そのような形で使っております。ですから、このことから地理的に公共交通機関を利用することが不便な地域というふうにいえると思います。しかし、先ほど交通基本法を踏まえるようなお話をさせていただきましたけれども、地形や高齢化といった自然的、社会的諸条件は地域の特性にもなるわけでございます。そういったことを考える場合、地域全体の交通を検討する際は、参考として考慮する事項ではあるというふうにご考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この検討報告書の中では、料金の引き上げが提起されたわけでありますが、料金を引き上げることで経済的に移動困難を生じるということはあるのかどうかということについて伺いたいと思います。つまり、先ほどの高齢化率も十分加味する必要があるということも若干かわってくるんですが、高齢化が進むということは、所得との関係、所得が低下してくるということも関係してくるわけでありまして、経済的な影響を受けやすい層が多く偏在するような地域については、こういったことも考慮すべきものなのかどうかということ、まず伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 現金払いの運賃を180円に改定するものでございますけれど、回数券を御利用いただきますと、1乗車160円の計算になります。それと、また障害者の方には割引適用いたしまして半額となります。さらに他の系統への移動につきましては、乗り継ぎですけれど、無料を考慮しております。

以上のようなことを踏まえまして、今回の運賃改定に伴いまして徒歩とか自転車、または他の交通機関などに代替を求める方はいらっしゃるかと思いますが、経済的な移動困難に陥るといった現象が生じるとは、なかなか考えられないんじゃないかというふうには思われます。

以上です。

○1番（森田真一君） 若干の——若干のというか大分なんですけども、料金の引き上げはするけれども、それを上回るメリットも勘案して、この変更を考えているということが、この検討委員会のお立場なのかなというふうにも読めるわけです。具体的には1時間ごとの運行に戻すことですか、それから住民の要望の中で一番多くものであった玉川上水駅だとか東大和市駅への乗り入れを可能にしたことなんていうことが、その料金の引き上げとバスターになってるって言ったらいいんですか——というようなことで理解したらいいんでしょうか。

私はもう3年ぐらい前かと思うんですけど、前に民間の学習会みたいなところで、バス事業者さんやコミタクなんか走らせるような会をやってるような皆さんなんかで行った学習会に参加したことがあるんですけど、そのときにも言われてたのが、駅への乗りつけをするのには、どうしても路線バスと同じ金額に一回金額設定しておかないと、なかなか乗り入れ難いんだというようなお話も、そのときにされてたことを、この検討書を見たときに思い出したんですけども、考え方としてはそういうようなことなんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の運賃改定でございますけれど、単なる改定ではございません。以前から御説明いたしましてのとおり、ルートの見直し、駅へ乗り入れ、1時間1本の運行確保など、サービス水準の向上に努めるとともに、路線バス利用者との公平性の観点から、路線バスの初乗り運賃である180円といたすものでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この路線の変更で、コミタクの導入を進めていかなければいけない地域が出てくるわけですが、これについても少し伺っていきたいというふうに思うんです。

路線廃止により生じる交通空白地域で、地域の機運に応じて住民と共同してコミバス以外の交通手段を検討していくとされてるわけなんですけど、これは住民説明会を芋窪ですとか清原なんかでやられたわけですけども、このときの市民の皆さんの反応はどうだったのかということについて、まず伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回のルート見直しに伴いまして、路線が廃止となる地域といたしまして、芋窪地域と清原・新堀地域がございます。これらの地域につきましては、6月の下旬に各2回、ルートの見直しの考え方等について説明会を実施しております。このうち芋窪地域の参加人数につきましては、2日間合計で10人ということで、参加人数がやや少ないのかなというそういった印象を受けております。一方、清原・新堀地域でございますけれど、2日間合計で34人の方に参加いただいております。こちらの地域では、廃止に至る経緯、それからコミュニティタクシーとはどういうものなのか、またどのように検討していくのかなどについて、さまざまな御質問をお受けしております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も清原市民センターで行った会議は参加をさせていただいたんですけども、1つはバスがなくなってしまうということに対して、困ったなという反応と、金額はちょっと脇に置いときますけども、コミタクっていても何か全然ぴんとこないというようなこと、それからあと住民主導で話が出れば行政は支援しますよというようなふうを受け取った方もおられて、そんなこと言われても困っちゃうなというような反応をしていた方もおられたというふうに記憶しております。

地域主導と言っているのは、これは継続的に地域で責任を持って、その乗車される方の確保なんかもするとかいうようなことを意図されてるようなことなんでしょうか。また、それはこの交通政策基本法の中で、交通網形成計画というのを立てて、その上でこの事業に対して国からの補助金をもらうという形になってるんだというような話も、物の本なんかには書いてあったんですけど、国の補助金をもらう上での必須条件ということになるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今の地域主導のことでございますけれども、ここの考え方は、お隣の小平市が先進事例であり、なおかつ非常に成功事例ということで、いろんな自治体が研究してるといったようなこともございますので、それがきっかけになっております。コミュニティタクシーにかかわらず、コミュニティバスのルートもそうでございますけれども、持続可能な公共交通としていく必要があるわけですし、利用していただくためには、地域のバス、また私たちのコミュニティタクシーといった愛着を持って利用していただくことが必要だというふうに考えております。そこで、小平市は考える会を設置して、ルートやバス停の位置といったようなところまでも地域の皆さんで最初から考えて、何回かの試験運行を繰り返して、少しずつルートを見直したりとかしながら、ある程度運営できるんじゃないかといった利用人数が見込まれるルートを最終的に決めて走らせているというようなことをやっております。そのようなことをやり、うまく継続させていく必要があるというふうに考えているものでございますので、その地域、地域によって、やはり考え方、ふさわしいルートの引き方とか形は違ってきますし、もしかしたら利用料金も変わってくるというふうにも考えております。というようなことで、地域が主体となって育てる必要があるというふうに考えてるものでございまして、必ずしも国の補助金の採択を要件としているということではございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この質疑応答集の中では、この点について行政の支援を受けずに完全に地域主導で行っている例もあると、それが望ましい例ともとれるような記載がありました。ちょっとこれはどうかかなというふうに思ったわけでありませう。

昨年の建設環境委員会の視察で、こういったコミバス、コミタク事業をやっている奈良ですとか兵庫などの自治体でも、先進事例ってことになるかと思うんですが、視察をさせていただきました。そこでは、住民の自治会の加入率の多少が、住民主導でコミタク事業を始められるかどうかに影響しているなというふうに感じました。どこも、一つは社会実験という非常に限定つきで現に走らせていて、走らせながらその利用の状況を見て、ルートなども頻繁に変えているというような実態がありましたんで、なるほどそういうやり方するものなのかというふうに思った次第です。ただ、そこでは自治会の加入率というのが、大体6割とか7割とか、そういうような地域でしたので、そういうところに依拠して、力持ちの方が音頭をとってやってらっしゃるというような感じでもありました。

我が市は、残念ながら本当に3割、4割という自治会の加入率でありますので、そういうようなところで、こういう形でできるだろうかって話をその場でしたら、「えっ、そんな加入率なんですか」ってちょっとびっくりされて、「ううん、ちょっとあり得ないかな」というようなお話もいただいてきたところでもあります。

先日、共産党の市議団でも、この事業を行っている武蔵村山市で視察をさせていただきました。限定された地域であっても、ここではニーズが必ずしも一様ではなくて、市が中心になって事業を進めてきたというふうに伺っております。ある意味では、市の市境に駅が配置されていて、市の中心部に余り駅がないというようなところでは我が市の——ちょっとモノレールは若干内側に入ってますけど、似た環境がある中で、自治会加入率なんか大体似たり寄ったりですので、そういう意味でいうと武蔵村山みたいな形のほうが、むしろ我が市には近いのかなというふうに思われました。この行政の支援を受けずにというところに、ちょっとどうしてもひっかかってしまうんですけども、これは限られた財政の中で、なるべく最小のコストで継続実施できるようにということも含意をされているのでしょうか。その点について伺いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） お隣の武蔵村山につきまして、森田議員の御指摘のとおり市が主導で、以前、見直したときにMMシャトルが走らなくなる地域のその代替として引いたものでございますが、利用のほうについてはとても長く続けられるような利用があるというふうには、状況ではないというふうに捉えております。

それで、自治会の加入率といったこともございましたけれども、小平市の事例でいいますと、自治会だけではなく、商店会、商工会、大学やタクシー事業者といった連携をとって展開をしているといったようなこともございます。そういったようなことから、本市としては、そういった事例を参考にして進めていくほうがいいんじゃないかというふうに考えてるものでございますけれども、もう一つ、住民たちだけで運行してるという事例についてでございますけれども、このコミュニティタクシー的な乗り合い交通につきましては、各地域でさまざまな取り組みがされているというふうに認識しております。できるところではボランティアで、ボランティアでやっている運転手が、無償でやってるというようなところもあるようでございますけれども、そういった取り組みはその地域、その地域の特性でいろいろなものではないかというふうに考えてるところでございますので、ここでの視点はやはり交通政策基本法にあるように、地域に必要な交通を長く継続できるように育てていきたいというのが考え方でございまして、そういう中での検討で最小のコストで最大の効果が得られるように考えていくというほうが、今のところの求める方向としてはふさわしいのではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 1つは、その担い手の範囲が、まず一番、立ち上がっていただきたいというか、当事者性があるのは、そのちょこバスのルート変更によって、現実に自分の地域から停留所がなくなってしまう方ということになるわけですが、いただいた資料によりますと、平成22年のOD調査の際に、どこのバス停でどれぐらい人が乗ってるのかという資料をもとに、この26年の今度の見直しで、そこから乗れなくなる方の人数を大体推定するという資料をいただきました。これ日曜日と火曜日と、休日、平日で書き分けてありますので、土日と平日と平均をしてということで私のほうで計算をしてみましたら、大体36人から37の方が、この影響を平成22年度ベースだと受けるだろうと。率にして9%ぐらいの方が受けるだろうと、こういう計算になります。ですので36人の影響を受けた方から、じゃ自分たちでというふうになっても、芋窪と新堀と分かれてるわけでありまして、もっとあるかもしれませんけど、なかなかその地域の中で、この問題でというふうになると、その地域のニーズをなかなか直接束ねるといことは難しいのかなと。潜在的なニーズは非常にあると思うんですけども、難しいのかなというふうなことも思います。

今部長からは、最小のコストで最大の効果も上げるということを考えてるんだということをおっしゃられたんですが、コストはお金で出てくるんで割とわかりやすいんですけども、効果についてはどうやってそのところ判断することになるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） いろいろな事業をやるときに、BバイCといったような便益を図るのにいろいろな見方があると思います。私たちが都市計画道路等の事業評価の中では、交通事故が減ることにより、それを費用としてどのくらいの便益があるかというような見方をする、置きかえていくような方法というのはなれているところ——なれているというか、実際に見たことがあるんですけども、交通のものについて、こういった地域の交通についてどういったものがあるかといったもの、ちょっとまだ研究不足なところもございます。ただ見えないものをどう評価していくかといったようなところは、一人一人の利用の仕方といったものをどう捉えるかといったような、いろいろと価値観や事情が異なる中で、非常に難しい算定になるのかなというふうに考えております。そういったところで、新規実施や存続を決定する際は、お客様の利用の度合いであったり、収支率や補助金額など目に見える事項を中心に検討していく必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） なかなかそうなんですよね。計算で簡単に出てくるものではないということがあるわけです。

公共交通などを研究対象としている交通権、交通権学会という学会があります。ここではさまざまな提言を行っているんで、少し論文なんか見てみますと、公共交通の新規の実施や存廃を決定する際に、費用便益分析、今お話あったものだと思いますけど——という手法で得た評価を参照することが紹介をされておりました。目に見えるもの、見えないものを含め、この地域にどれだけの移動ニーズがあるとか、それを満たさないとどういった社会的コストが生じるのかということも考慮して、コストだけに着目せず、得られるメリットも幅広く考慮する必要があると、そこでは言われているようであります。地域の住民が主導するにせよ、市が主導するにせよ、住民に動機づけをするには、そういったことがある程度目に見えるような形をつくっていかねばならないのではないかなというふうに思います。市では、そういった支援をすることができるかどうかという点について伺いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この交通権の保障的な見方からすると、幅広くいろいろと支援していくというようにも出てくるのかなというふうな気はします。ただ、それをどこまでというふうなことになりますので、やはり公共交通の範囲の中で出かける、容易に出かけやすい環境を整備していくというのが、自治体がまずはやるべき部分ではないかなというふうに、公共交通として整備すべき部分ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 使途に着目して、つまり通勤だったり通学だったり、お買い物はいいとかいうふうに限定的に見ていくと、じゃ買い物に行ったついでにすぐそばの友達の家に寄るのは利用としてはだめなのかとかいうような、非常にこの論文の中の話でいうと不毛な議論に陥りやすいということがあって、そこは気をつけるべきなんだということも指摘をされて、「ああ、なるほどな」というふうに思ったものであります。ですので、今部長おっしゃられたように、地域交通一般をきちんと整備していくんだという考え方というのは、大事なお考えなんではないかなというふうに私は思いました。

ここで言う社会的な便益というのは、ちょっと私、自分の経験で少し整理してみたいというふうにしたんですけど、私、実は3年半ほど前に交通事故を体験しまして、そのとき中央通りで、路肩で停車して荷物の積みおろしをしていたときに、後ろから走行してきた自動車に追突をされたんです。こちらの車は右側方を大破して動けなくなりました。相手の車も、激突して数十メートル先で走行不能になってとまったという大変大きな事故だったんですけども、ほんの数秒ずれていたら、多分私もこうやって一緒にお仕事させていただくことは、チャンスはなかったんじゃないかなというふうな感じだったんです。相手のドライバーさんが80歳近い高齢の男性でした。救助したところ、幸いけがはありませんでしたが、車からおろそうとすると足に重い障害があって、十数センチほどの段差も自力では越えられないような方でした。お話を聞いてみますと、新堀に住んでおられて、市役所に確定申告をしてきた帰りだったということなんです。このとき私、一番心配に思ったのは、この方が、これで車を失って、家族からも多分運転禁止なんて言われて、以後、日常の移動に相当不便をするんじゃないだろうかなということが、自分にはけがしなかったこともありましたが、一番心配になりました。

新堀や清原でも、いろいろ住民の皆さんとお話してみると、日常の買い物や本人、家族の通院など、さまざまな事情で車のほうが当座便がいい、手放したいがなかなかそうはならないという高齢世帯も多く見受けられます。そういう方々自身が、車の維持のために経済的にも大きな負担をしていることや、加齢とともに年々高まる事故のリスクにさらされていること。一方で、それを放棄して安心して公共交通機関に移行できない実態があるということが現にあるわけです。また70代後半にもなれば、転倒事故を心配して自転車の利用も控えるようになってきていますので、こういった点からもどっちにも行けずに、いろんな負担を抱えながら困っているというのが、この地域の高齢者の特性なのかなというふうに思いました。

保険市場から見れば、これ高いリスク層を抱えているという非常によろしくない状態でもあるわけですし、何よりも社会的には公共交通の衰退を招く、道路の維持管理、交通行政のコストをふやす、大気汚染や騒音の問題、環境負荷をふやすし、地域の商業圏の衰退も招くと、余りどう見てもいいことないわけですよね。そうして一たび事故が起これば、そのコストは非常に莫大なものとなると。これらは私的に解決できることではないと思うんですけど、こういうようなことを想定したときに、つまりそれを回避することは、自治体にとって、その社会的コストの軽減につながるというふうな考えられるでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） その辺が、先ほどの公共交通網を整備したときの便益にカウントできるという

ふうと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　そうですね。そういう意味での必要性というのが大いにあると思うんです。

料金のところにちょっと立ち戻るんですが、武蔵村山市の視察をしましたら、私もこの時点で初めて知ったんですが、シルバーパスの利用が可能だったんです。一般的にはできないというふう聞いていたんですが、ここではできていて、これ調べてみると、全部ちょっと調べ切れなかったんですが、足立区なんかでもやっていて、これ一体どういうことなのかなというふう思うんですが、この点についておわかりになるところありますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君）　シルバーパスの適用の根拠でありますけれど、これは東京都のシルバーパス条例の第6条に、シルバーパスの通用区間は規則で定めると規定されております。これを受けた東京都規則におきまして、シルバーパスの通用区間から除外するものとして掲げられておりますのが、地方公共団体の委託を受けて乗り合い旅客を運送する運行系統というふうになっております。したがって、コミュニティバス、当市も含めてなんですけど、東京都のシルバーパスの条例の対象とすることはできないと。ただ、武蔵村山市等、シルバーパス、適用しているところございますけど、武蔵村山につきましては東京都の条例に基づいて適用というわけではなくて、独自でシルバーパスを使ってもらっているということになります。

以上です。

○1番（森田真一君）　不思議だなと思って、そこで聞いてみましたら、武蔵村山ではシルバーパス相当分として、別計算で事業者に補助金を出してるわけではなくて、話し合いをしてる中で暫定的に実施をしているという状況で、つまり事業者さんと自治体の当座の合意の中で、そういう状態が継続されているということでありました。つまり全く余地がないということではなくて、その事業者さんと折り合いがある程度つけば、暫定的にはそれは可能なんだと、こういうような話でありました。

シルバーパスについては、今都議会でも各党派でシルバーパスの拡充を検討してるそうであります。市としても、ぜひ注視をしていただいて、機会を捉えて拡充をしてほしいということをお願いしたいと思います。地域で望まない自動車所有から解放されることができれば、回避された損失は市民や社会の便益となるわけです。言いかえると、自動車所有を選択せざるを得ないことで費やされていた費用が、新たな市民の所得に転化をするということにもなるわけです。

先日、テレビのニュースを見ていましたら、アメリカでもカリフォルニア州では、企業が私的な通勤バスを走らせるために、路線バスが維持できなくなって、公共交通から締め出された住民が抗議行動を行ったというニュースが出ていました。今アメリカでは、そういった問題で就労の機会が奪われたり、フードデザートと呼ばれるような新鮮な食料品の買い物ができない地域が生まれて、公衆衛生上の問題も生んでいると言われております。

実は東大和市でも、せんだって農水省が発表したところによると、志木街道と旧青梅街道より北側の地域では、新鮮な生鮮食料品が買えないという買い物困難地に実は指定をされております。そういったことから見ると、外国の話ではなくて、まさしくこの問題が我が市ののっぴきならない問題なんだということも、私はお伝えして、この質問を終わらせたいと思います。コミュニティバス、コミュニティタクシーの運用に当たって、ぜひ移動に困窮する弱者に配慮をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（尾崎信夫君） 次に、20番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[20番 佐竹康彦君 登壇]

○20番（佐竹康彦君） 議席番号20番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成26年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく3つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、自治基本条例についてです。

平成11年に地方分権推進一括法が成立し、それに基づき地方自治法が改正をされました。地方自治の重要性について国民が認識を新たにする中、平成12年に北海道ニセコ町が全国初となる自治基本条例、ニセコ町まちづくり基本条例を制定し、平成13年4月から施行されました。以降、これまで全国各地の自治体で、こうした条例を制定する動きが活発になりました。NPO法人公共政策研究所の調査では、平成26年3月時点で全国で308の自治体で自治基本条例やまちづくり基本条例が制定されているようです。東大和市においては、尾崎市長はその就任当初より、自治基本条例の制定を目指しておられます。平成25年11月からは、自治基本条例に関する市民懇談会も開かれ、多くの意見が交わされているようです。今後ますます地方自治体の役割と責任の重要性が増していくであろう状況下で、市としてその運営の基本原則ともいべき条例を制定することには、一定の意義があると考えられます。

そこで、尾崎市長並びに市当局としての自治基本条例の制定に向けた考え方を確認いたしたく、以下の質問を行います。

①自治基本条例の制定について。

ア、自治基本条例の必要性とその有効性について、市はどのように認識しているのか。

イ、東大和市において制定する際に目標とするものは何なのか。

ウ、目標達成のために、どのような施策を充実させていこうと考えているのか。

エ、条例制定に向けて、現状としてどこまで進んでおり、今後どのように進めていこうと考えているのか。

オ、条例制定と市民協働との関係性について。

ア、「市民との協働のまちづくり」に関して、自治基本条例との関係をどのように認識しているのか。

イ、条例未制定の状況で、市と市民との協働のまちづくりに関する具体的な施策はどのようなものがあり、その成果をどう評価しているのか。

ウ、今後の「市民との協働のまちづくり」の展望はどのようなものか。

エ、協働の一つの方法として、若い世代を対象とした地域活性化に資するイベント等の開催を支援する体制を

組むことはできないか。

2点目は、男性の育児参加についてです。

現在、国は女性の社会進出を積極的に進めようとするさまざまな取り組みを開始しております。その中で、特に重要な点が働く女性、働きたい女性の子育てをいかに支援していくかということだと認識しています。特にパートナーである男性が、夫として、また父親として、いかに育児に参加をしていくかということがますます求められる世の中になってきております。

私ども公明党は、これまでも女性の社会的な活躍を積極的に支援していこうとの思いから、国においても、また東大和市においても、男女共同参画事業の推進などさまざまな施策を訴えてまいりました。本年8月8日には、我が党の青年委員会が安倍総理に宛てた政策集、青年政策アクションプランにも、働く女性や家事、育児を行う男性を積極的に支援する企業への助成や税制優遇措置の拡充を訴えております。

東大和市では、私どもの主張も酌んでくださり、三多摩地域の他の自治体に先駆けて男女共同参画事業を推進し、こうした事業に取り組んできていただきました。その実績と成果を踏まえつつ、時代の趨勢に対応し、今まで以上にさらに男性の育児参加についての施策を充実していただきたく、以下の質問をいたします。

①男女共同参画事業における男性の育児参加について。

ア、市としての現状と課題はどのようなものか。

イ、男性の育児参加に関する市の事業について、その成果をどう評価するか。また、今後の展望はどのようなものか。

ア、父親ハンドブックの配布について。

イ、両親学級における父親プログラムについて。

ウ、男性の育児参加推進及びそのサポートについて。

ア、特に父親を対象とした「パパ・スクール」を開催してはどうか。

3点目は、中央1丁目の都有地活用についてです。

本年3月の定例会において質問いたしました中央1丁目の都有地の活用について、このほど高齢者福祉に資する施設整備の方針が決定をされ、私ども市議会議員にも情報提供いただきました。前回同じ都有地での事業計画が頓挫した経緯もあることから、この整備事業については何とか順調に進んで、市内の高齢者の方、またその御家族の方が充実したサポートを受けられ、喜ばれるような体制を構築していただきたいと念願しております。そこで、以下の質問をし、その詳細を伺いたいと考えます。

①整備を目指す施設について。

ア、「認知症高齢者グループホーム」と「小規模多機能型居宅介護事業所」が整備をされる理由についてはどのようなものか。

イ、市の高齢者福祉事業に与える影響はどのようなものか。

ウ、事業運営の見通しと今後のスケジュールについて。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[20番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、自治基本条例の必要性和有効性についてであります。一般的な自治基本条例では、地方分権の流れの中で、自治体として自主、自立していくための方針やルールを定める条例として、市民参加や市民協働の仕組みなどが規定されております。こうした事例も参考にしながら、現在本市における自治基本条例の必要性を含めたあり方を検討するため、市民懇談会を設置し意見交換を行っております。なお、自治基本条例の有効性につきましては、恒久的に守られるべき方針やルール等を明示する手段の一つと考えられているところであります。

次に、自治基本条例を制定する場合の目標と、それを達成するために充実させる施策についてであります。本市におきまして自治基本条例を制定する場合は、地域に根差した自治体運営を行うための市民自治を確立していくことが、その目標になるものと認識しております。また市民自治の確立に向けては、協働のまちづくりの推進に係る施策を充実させていくことが必要であると認識しております。

次に、自治基本条例に係る取り組みの現状と今後の進め方についてであります。条例の趣旨は制定した自治体におけます取り組みを鑑みますと、自治基本条例を制定する場合は、市民の皆様に関心を持っていただいた上で、その醸成が必要であると考えております。そこで、現在本市における自治基本条例のあり方について御意見を伺う場として懇談会を設置し、公募市民を含む8名の方に御協力いただきながら意見交換を重ねているところであります。今後につきましては、引き続き十分に時間をかけて意見交換を重ね、民意の把握に努めるとともに、段階的に検討の輪を広げていくことも視野に入れてまいりたいと考えております。

次に、市民との協働のまちづくりと自治基本条例の関係についてであります。自治基本条例の内容やあり方に係る明確な定義はございませんが、多くの場合、自治体運営の基本方針やルールを規定する条例と位置づけられております。具体的には、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、協働してまちづくりを進めるための仕組みやルールが規定されることが一般的であります。また、こうした条例の趣旨を鑑み、制定済みの自治体においては、実際に多くの市民が参加して条例案の策定を行ったという事例もございます。

次に、条例未制定の現状で、市と市民との協働のまちづくりに関する具体的な施策とその評価についてであります。東大和市の基本構想の実現のため、まちづくりの各施策において、市民の皆様と協働しながら事業を進めているところであります。それらの成果として、市民本位のまちづくりの推進が図られていると認識しておりますが、今後さらに推進していくことが必要であると考えております。

次に、今後の市民との協働のまちづくりの展望についてであります。現在東大和市の基本構想を実現するため、市民と行政が役割分担しながら協働でまちづくりを行うに当たり、職員が協働を理解し推進することを趣旨とした市民協働の指針を作成しております。東大和市のまちづくりの課題を解決するために行う各事業には、市民協働の視点を持ちながら取り組み、その取り組みについて毎年度振り返り、また評価をすることで協働をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、協働の一つの方法として若い世代を対象とした地域活性に資するイベント等の開催を支援する体制を組むことについてであります。地域活性に資するイベント等を支援する手段として、市民と行政が主催者となって事業を進めることもあれば、市民が中心となる事業に市が協力する形もあると考えられます。市のまちづくりの課題を市民と一緒に解決していく支援体制づくりに、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画事業における男性の育児参加の現状と課題についてであります。子育ては母親の役割であるという社会通念や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く、男性の育児参加を阻害している状況

であります。子育ては男女が協力して行うべきものでありますので、東大和市第二次男女共同参画推進計画においては、男性の育児参加を促進するための意識啓発をしていくこととしており、各所管課におきましてさまざまな取り組んでいるところでございます。平成25年度に行いました東大和市男女共同参画に関する市民意識調査の結果によりますと、男性が乳幼児の世話、子供のしつけを行っていると回答した割合は、6年前の同調査と比較し増加しております。また父親の子育てについては、男女とももっと子育てにかかわるほうがよいと回答しておりますことから、より一層、男性の育児参加を促進する意識啓発を行うとともに、それらを阻害する長時間労働の緩和等、課題となっていると捉えております。

次に、男性の育児参加に関する市の事業に対する評価及び今後の展望についてであります。平成24年度推進状況調査報告書の中で、男性の育児参加を促進するための意識啓発や環境整備の事業について、各所管課ではその成果を達成、またほぼ達成と評価し、おおむね計画に沿った取り組みとなっているところでございます。今後はより一層、男性の育児参加を促進できるよう市民の皆様働きかけてまいりたいと考えております。

次に、父親ハンドブックの配布についてであります。保健センターでの母子健康手帳の交付時に、父親ハンドブック及び子育てハンドブックを配布しております。父親ハンドブックの内容は、妊娠、出産の基本的な知識、体験者の話、育児の方法等となっております。子育てハンドブックの内容は、市の子育て関連の各種制度や相談機関、関係団体等を掲載しております。これらのハンドブックを活用していただくことで、妊娠中から子育てについての理解を深めていただくよう努めております。

次に、両親学級における父親プログラムについてであります。両親学級につきましては、1コースをおおむね週1回の5つの講座で構成し、年6コースで実施しております。両親学級の中で、独立した父親プログラムとしての実施はしておりません。両親学級の最終日の講座は、一般的に参加しやすいと思われる土曜日に設定し、簡単な調理の方法の紹介と試食、沐浴の実習などの内容も取り入れ、父親が妊娠について理解し、その後の育児に積極的に参加するきっかけづくりとなるよう努めております。

次に、男性の育児参加推進及びそのサポートとしての父親を対象としたパパ・スクールの開催についてであります。パパ・スクールは、父親の子育て意欲の向上と父親の地域社会への進出を目的に、行政とNPO法人の共同事業として開催される父親学校で子育てを楽しむための技術や知識を身につけ、パパ友の輪を広げていることは認識しております。パパ・スクールの開催につきましては、今後調査検討し情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、中央1丁目の都有地において、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所を整備する理由についてであります。今回整備を目指す2施設につきましては、第5期介護保険事業計画において、必要に応じて整備を進めることとしております。今後の認知症高齢者の増加や在宅のひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加による利用増が見込まれるため、整備をしていくものであります。

次に、市の高齢者福祉事業に与える影響についてであります。これらの施設はいずれも地域密着型サービスであり、東大和市民のみが利用可能とされているものでありますことから、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住みなれた地域での生活が継続でき、高齢者福祉の充実が図れるものと考えております。

次に、事業運営の見通しと今後のスケジュールについてであります。今回の施設整備につきましては、東京都が実施しております都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業を活用し、都有地を通常の半額で事業者へ貸与し整備を行うものであります。このことにより、用地確保や運営費の面で、継続的で安定した事業運営が行えるものと考えております。今後のスケジュールにつきましては、8月29日に公募を開始しており、平

成27年4月ごろに東京都による事業者決定、平成28年10月ごろの開設を予定しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番(佐竹康彦君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

1番目の自治基本条例についてです。

アからエまではまとめて順不同で、あとオは市民協働は市民協働としてまとめて質問させていただきます。

まず壇上でも申し上げましたけれども、地方分権推進一括法の成立後、自治基本条例、またそれに類する条例が全国各地で制定をされてきている状況でございます。市議会総務委員会でも、7月に福井県の越前市、鯖江市、福井市に行政視察に行かせていただきましたけれども、そのうち越前市では自治基本条例が制定をされておりました。また鯖江市では、市民主役条例ですとか、市民活動によるまちづくり推進条例、福井市では市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例、こういった市民協働に関する条例が制定をされておりました。

こうした趨勢、全国の自治体に波及してきつつあるようでございまして、ここ三多摩におきましても、市の懇談会の資料を拝見いたしますと7市、清瀬、多摩、三鷹、国分寺、小平、調布、東村山ということで、隣接する市でも制定をされているようでございます。ただ制定に至らなかった自治体もあるようでございますけれども、この自治基本条例について、これに関する論考なども散見いたしますと、どちらかという大都市ではなく中規模、また小規模の自治体で制定されている事例が多い。これは市民、住民の参画を規定することが多いので、その合意形成について考慮いたしますと、人口規模によって制定しやすい自治体とにくい自治体が出てくるようでございます。中規模もしくは小規模ということであれば、私どものこの東大和市もその範疇に入るのかなというふうに思いまして、制定しやすい自治体でもあるのかなというふうに考えます。

そこで、まずそもそもの話といたしまして、市には街づくり条例も、都市計画に関しての街づくり条例もございまして、市の総合計画ですとか市民憲章、こういったものもございまして、これまでも市の行政の方向性ですとか、また市民参加、市民協働などにつきましても、さまざまな場面で呼びかけをされてきておられます。改めまして、この条例化をするという意義はどこにあるのかという点。御答弁では、恒久的に守られるべき方針やルール等を明示する手段、こういった御答弁ございましたけれども、そうした成文化、明文化する意義、理由というのはどういったものなのでしょうか。御答弁いただければと思います。

○行政管理課長(五十嵐孝雄君) 自治基本条例を制定する場合の意義ということでございますが、先ほど市長答弁にもございましたとおり、現在市民の方の御意見を伺う機会の場合ということで、懇談会を設置しまして意見交換を重ねているところでございます。そうした意味で、民意把握に努めている段階でございますので、市といたしましては、現時点では自治基本条例について制定ありきというような形では考えてございません。市民懇談会の場では、いろいろな立場での御意見を多数いただいておりますので、今後はこれらの御意見を参考にいたしながら、必要性を含めた当市における自治基本条例のあり方、こういったものを探ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) 尾崎市長の施政方針といたしまして、自治基本条例の制定ということ掲げておられたかと思ひますし、この総合計画の中にも住民自治の向上ということで、自治基本条例の制定ということ掲

げておられるわけですが、市民の御意見も何う中で制定ありきではないという方法で、お立場でやられているということでございました。では、何のために懇談会を開いてというような疑問があるわけですが、もう一点、その制定に向けて、制定するかどうかをまず議論することなんでしょうけれども、私としてはそういった制定にも意義があるなというふうには思っております。再度、市として制定を目標に市民懇談会を開いて御意見を聴取しようとしておられるのではないのか、そもそもこの条例制定もどっちかわかんないよというような意識で、こういった懇談会を設定されてるのか、その点だけもう一度、再度確認と、あと制定されるとすれば、なぜもともと総合計画もあり、市民憲章もあるという中で、改めて条例というものをつくる必要があるのかということについて教えていただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど市長のほうも答弁いたしました、現在自治基本条例の必要性を含めたあり方を検討しているというそういう段階でございまして、本市の場合は方法としまして、市民の方に今懇談会というものを設定しまして、いろいろな意見交換、市民の方からのいろいろな要望に応えた中で、今それぞれ意見交換をしていただいている状況でございます。この懇談会を設置した目的は、当初の段階から、まず必要性を含めた検討をしていただくということが前提でございまして、今、佐竹議員がおっしゃるように、制定のありきということからスタートしているところではございません。ということで、この懇談会を今までで5回重ねてきておりますが、やはり懇談会の意見交換、議論の中では、ホームページでも概要を公表してございますが、いろいろな立場の方が、いろいろな御意見をいただいているというのが現実でございまして、すぐに条例があったほうがいい、あるいはなくてもいいんじゃないかというような、そういうような、それぞれの市民の方が意見を固めるまでにまだ至っていないというのが現状でございます。これからもこの懇談会、まだまだいろいろな勉強をしたいというような御意見が市民の方から多々ありまして、今後も続けていくような状況でございますので、最初のスタートからも申し上げましたように、条例制定を先にありきということでスタートした懇談会ではございませんので、市民の方のいろいろな御意見を今伺っている最中と。その御意見も、まだまだ市民の方が自分の意思として固めてる状況ではないというような現状でございますので、今後も懇談会は続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） お話、伺いまして、私なりの解釈といたしましては、住民自治の基本を条例にすることであるからこそ、なおさら住民の方の意思というものを尊重し、住民自身が内発的にそういったものの必要性を十二分に感じとらないと、これは制定に向けた動きはできないということの認識でよろしいでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 自治基本条例、私自身は制定という考え方は持ってたわけですが、ただ市長になっているんな話を聞きながら、自治基本条例を制定ということの話ではなくて、いろんな形で市民の方と話ししたり、あるいは行政の事務事業、いろんな進め方をしているわけでございます。そういった中で、自分自身が掲げてる自治基本条例というものでありますけども、まずはその自治基本条例というのは、協働のあり方をどのように行政と市民が共有するかにあるというふうにご考えてまいっています。突き詰めれば、その関係を明確にするということにあるのではないかなというふうにご考えているところであります。そういった意味で、市民の皆さん、今懇談会を設定してございますけども、協働のあり方を明確にする、そういった意味で議論をいただいているところでございます。ですから、そういった意味で、市、すなわち私が考えているようなたたき台のようなものは、そこにはお示しをせず議論をしていただいているということです。

従来から、まずはいろんなことを知っていただいて、そしてともに考えて、その上に立って一緒に行動していきましようというのを考え方の基本に私自身持つてゐるわけでございまして、その自治という意味を考えれば、当然そういう選択肢になっていくのではないかなというふうに思っております。ですから、先ほど部長から答弁がありましたように、そこにおいてになっている懇談会の市民委員の皆さん方は、いいんじゃないかという方もおれば、他の制度との関係があつて、そういうものがあるのにあえてまたつくる理由がどこにあるんだろうという同じような、そういった意味で意見が違うというふうな状態にもなつてゐるということでございます。そういった意味で、まだまだ結論として一つのまとまつた方向にはなつてないのかなというふうに思っております。

また今回の懇談会の中で、ある程度見えてきた段階では、より大勢の市民の皆さんの御意見を聞くと、そういうことも必要になってくるのではないかなというふうに思っております。まず自治ということをより大勢の市民の方々に知っていただくことと、そして考えていただく、その上に立って行動していくんだと、一緒になつてやっていくんだという、そういう考え方をこれからも、これは自治基本条例というわけではなくて、やはり市の市政運営の中で基本的な考え方としてしっかりと持つて進めていければと。今は自治基本条例ということになりますけど、他の事業でも同じような考え方が必要なんではないかなというふうには思つてゐるところです。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

市長の答弁から、その必要性は当初感じていたけれども、何よりも大事なのは市民の内発的な住民自治というものを積極的に行つていこうという、この内発性の発露、そういったものが重要なのかなということで認識をさせていただきました。私、総務委員会の視察等も通しまして、条例があつたほうが行政としても非常に動きやすいのかなというふうな思いもありますので、制定することありきではないですけども、これに関してはまた幾つか再質問をさせていただきます。

市民自治の確立ということ、先ほど市長も答弁されておられました。それが目標だということでございますけれども、おっしゃるように市民の多くの方が関心を持つて意見を表明する手段、機会と手段を手にかけていることが理想的でございまして、そのためにも懇談会を設置されているということでございます。今市長もおっしゃっていただきましたけれども、その内容についてもう一度、その自治基本条例の制定そのものに対する反応、またどのようなことが話題になつてゐるのか、これについて詳細、伺わせていただければと思います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 市民懇談会の中におきます自治基本条例そのものに対する御意見ですとか、その他、話題になつてゐるということでございますが、市民懇談会における自治基本条例に対する御意見といたしましては、今現在、市民懇談会の中で自治基本条例に関する御意見をいただくには、表面的な御判断ではなくて、さまざまな情報を広く御提供した上で、総合的に御判断いただく必要があるというふうに考えまして、実際の懇談の中では自治基本条例の概要の御紹介から始めまして、これまで5回開催する中で、市民協働ですとか住民自治、あるいは市の行政運営の仕組み、そして他市の取り組み事例等をテーマに取り上げまして意見交換を重ねてまいりました。

そうした中では、先ほどもお話がございましたが、同じ参加者の方の中でも時点、時点で捉え方、見解が変わるなどの状況も見られまして、各参加者の方が個々に自治基本条例についての御意見を、御判断、まとめていただくにはいましばらく懇談が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 市民の方も、より行政の内容ですとか、市民協働ということを実際に考えれば考えるほど、個人の中においてもさまざまな意見が出てくるということ、それについてはやはりじっくりと時間をかける必要があるのではないかと、行政側としては考えているということで理解をさせていただきました。

もう一点、この市政の運営の基本原則、またその理念、住民自治の理念を条例化するということでございますので、ごく一部の市民の方が、その制定に関して考えてるとか、そういった動きを知っていると、一部の関心のある市民しか、その策定に直接にしろ間接にしろかわらないということでは、そもそも市長のお考えからしても、制定の意義も減ってしまうのではないだろうかというふうに考えます。その中で、機運醸成ということを先ほど御答弁でもいただいておりますけれども、やはりこの動きを知らしめる機運醸成を図ること、これ重要だなというふうに考えております。その方途をどのように考えておられるのか聞きたいんですけども、懇談会以外にも市民からの意見の聴取、どのような方法を考えておられるのか。当然パブリックコメントですとか、やられるとは思いますが、多くの市民が意見を表明し伝える方策ですね、自治会や市内のNPO団体、また例えば公民館サークルなどにも聞き取りをするのかどうか。御答弁の中では段階的に検討の輪を広げていくことを視野に入れると述べられておられますけれども、具体的にどのようにされているのか、現時点でのお考えを伺わせていただければと思います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 市民懇談会以外の機運醸成の方法についてでございますが、先ほど来のお話と重なってしまいますが、現在は市民懇談会での意見交換を通じまして民意把握に努めている段階でございますので、その他の具体的な方策につきましては検討をさせていただきます。しかしながら、今後の方向性によりましては、段階的に検討の輪を広げるといった考えも一部にはある可能性がございますので、既に条例を制定済みの自治体におけます取り組み等も参考にしながら、これを検討していくような形になるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その既に制定された自治体が、どのようにその議論の輪を広げていったかということ、具体的な事例がおわかりでしたら御参考までにお聞かせいただければと思います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 他市での検討の輪を広げていく際の取り組みの事例ということでございますが、いろいろな事例がございますが、一般的には、まず立ち上げの段階でフォーラムのようなものを開催をいたしまして、市民の方に広く知っていただく取り組みをしまして、その後で具体的に条例案の策定に携わっていただく市民の方を広く集めて検討を進めていくというのが、検討の輪を広げていく一つの例として考えられるのではないかと思います。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 今現段階ではその懇談会、8名の方の懇談会で、まずは意見を集約、集約といいますか、さまざまな意見を出していただきながら、フォーラム、または策定に向けて多くの市民の方の参加を望むということでございました。確かに視察に行った市においても、かなり時間をかけて、おっしゃるようにフォーラムですとか、さまざまな形で意識啓発をされておられました。ぜひ今後、その懇談会が進む中で、より広く市民に知っていただきたいということでございましたら、そういった方策、ぜひおとりいただければというふうに思います。

これは仮の話になってしまって恐縮なんですけど、制定後、条例の理念を、やはり住民自治ということから考

えますと、その条例の理念を周知徹底させるということも重要ではないかなというふうに思います。当然ホームページでも、市報でも広報されるのは当然といたしまして、それ以外でも、これは仮定の話になって恐縮なんですけれども、さらに広く市民に周知する方法、現段階でどのように考えておられるのか伺います。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 条例制定後、条例の理念を周知徹底させていく方法という御質問だと思いますが、繰り返しになりますが、市民懇談会の意見交換で現在民意把握を努めてる段階でございます。今後条例を仮に制定するということになれば、条例案を策定する中で、そういった考え方をどのように条例に盛り込んでいくのかというところが議論されていくのではないかなというふうに思います。多くの自治体では、そういった部分も条例案の中に盛り込んで規定をしておりますので、具体的に進んでいく中ではそういった検討もあるのではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その周知の方法すら検討して、その条例の中に盛り込みながらやっていくということでもございました。具体的なことはまだまだ先なのかなというふうに理解をさせていただきました。

先ほど市民協働との関連からなんですけれども、制定済みの自治体の取り組みとして多くの市民が参加した事例があるということでもございました。フォーラムとか、条例案策定の段階で多くの市民の方に来ていただくというようなこと、具体的にどのような事例で、本市としては、先ほどと同じ答弁になってしまうかもしれませんが、他市での事例を参考に、本市としてはどのような取り組みをされるのか、再度お伺いさせていただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほどの答弁と重複する部分ございますが、私ども今考えてございますのが、市民懇談会、先ほどから申し上げますように今後も回を重ねていきたいと。市民の皆様からの——その懇談会の市民の皆様からいろんな御意見をいただいた中で、ある程度それぞれの皆さんの意見が、それぞれ個人的な意見が固まった段階で、一つの区切りかなというふうに思いますが、その後も今、佐竹議員がおっしゃったような、どのような、例えば仮に策定を考えてみようというふうになったときには、よりやはり多くの市民の方の御意見等を参考にしなきゃいけないというようなこととなりますので、そういう段階に来たときも懇談会のほうに今参加していただいている方の御意見を、その部分もまた項目として確認していきながら進めるというふうな手法をとっていきたいと思っておりますので、まだまだ回を重ねていきますし、時間もかかるかもしれませんが、そういうような懇談会の意見を大切に考え、今後一つ一つ段階を踏んでいくようなことになれば、市民の方の意見を参考にというふうに思っておりますので、具体的に今このような形で進めていくというのは、まだ目標が今の段階では決まっておりませんので、現段階はそういう状況でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

それでは、市民協働との関連ということで、オのほうの質問に移らせていただきます。

当然この市民協働ということは、この自治基本条例の中では大きな柱というふうになってくるのではないかなというふうに思います。御答弁の中でも、自治体として自主、自立していくための方針、ルールを定めるものとして、市民参加、市民協働の仕組みを規定していくというような内容でもございました。総務委員会では、市民協働のあり方を、さきに挙げた3市でいろいろ学ばせていただきました。それぞれ興味深い取り組みをされておられまして、市民協働のあり方を考えると大きな参考になりました。

例えば鯖江市、ここは市民協働というものに非常に力を入れていて、全国的にも有名なところでございます

けれども、この鯖江版三本の矢が、市民が主役のまちづくり、オープンデータによるITのまちづくり、学生連携のまちづくりということで、大きな政策の柱になってらっしゃいます。さきに挙げた条例に基づきまして、提案型市民主役事業化制度、こういったものをやられておまして、住民の自治意識の向上等に合わせて、行政と市民の役割分担をしているというようなことをごさいました。

また、もう一つ福井市の例を申し上げますと、これは特に福井市につきましては、NPOとの連携を強化していきたいというようなことから、そういったものに割と特化する形の条例をつくりまして、なおかつさまざまな形でNPO団体ですとか市民の団体から、市のほうで、これは住民との協働できる事業なんじゃないかということで、市側から出してきたものについてNPOですとか市民の団体が手挙げをして、それに関するさまざまな事業を提案していくというような内容のものでございました。大変参考になって、いいなと、こういう仕組みが当市でもできたらすばらしいなというふうに思いながら帰ってきたわけですが、しかしながらよくよく考えてみますと、このそれぞれの市ですね、隣り合っている市ながら、それぞれがまるで違うような仕組みをつくってやられているということでございました。

概して市民協働といいますのも、やはり自治体、その自治体、その自治体に即した形でしか成立しないのかなというふうに思いました。考えてみれば当たり前といえば当たり前のことなんですけれども、他のシステム、他市のシステムをそのまま持ち込んでうまくいくとは限らないわけでございます。越前や鯖江などは町会、自治会の組織率が当市と比較しても圧倒的に高い、そういった前提条件がある上での市民協働ということでございました。鯖江市などは、世界体操競技選手権、こういったものを開催して以来、市民のボランティア意識が非常に高い、それが背景になってるのが市民協働です。福井市は先ほど申し上げましたとおり、NPOとの連携を主眼に置いていると。なかなかその地域地域によって、その市民協働のあり方というのは、独自の発展をさしていかなければならないのかなというふうに考えて帰ってきたわけですが、当市としてふさわしい協働のあり方とは何か、今現在、懇談会を通じてさまざまな御意見を伺いながら模索している途中だと思えますけれども、現段階の時点で結構でございますので、当市としてふさわしい協働のあり方というもの、お考えをお聞かせいただければと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 今現在考えられる当市での市民協働のあり方でございますけれども、先ほど議員のほうからもお話ありましたように、総務委員会で視察していただきました福井市、鯖江市、越前市、いずれも市民が市政に主体的な参加を果たすための仕組みづくりが、条例などにおいてそれぞれ規定されていることが共通項と思われまます。

当市としてのあり方でございますけれども、当市といたしましては東大和市第三次基本計画及び第四次基本計画におきまして、基本構想に定めたまちづくりの基本施策に沿った具体的な諸施策を推進していくための基本的方針といたしまして、市民自治の向上を施策として掲げております。またその具体的な取り組み項目といたしまして、第4次行政改革大綱におきまして市民協働のあり方等に関する指針の策定を挙げております。指針は、市民協働を全市的に進めていく上での基本的考え方や基準、方法を規定するものとしていたしまして、市民協働の推進を図ることを目的として策定することとしております。当市としての協働は、基本構想を実現するため、市民と行政が役割分担をしながらまちづくりを行うことの基本姿勢として考えておまして、各施策を進める上で既にさまざまな取り組みがなされているものと捉えております。しかし、今後策定する指針の中で、職員が協働について共通認識を持ち、各施策において今以上に市民との協働を意識しながら取り組んでいくことで、当市の目指すまちづくりにふさわしい協働が進んでいくと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

御答弁の中で、さまざまな取り組みを現段階でもしているというような内容のことをおっしゃっていただきましたけれども、現段階で当市において市民協働として取り組んでいると考えられる事業はどのようなものがあるのか、具体的なその成果についてもあわせてお聞かせいただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど課長のほうからも、現在庁内におきまして指針づくり、市民協働のあり方等に関する指針の策定を検討しておるところでございますけれども、こちらを検討するに当たりまして、市の基本構想を実現するために、市が各施策を取り組むに当たりまして、どのような視点、協働の視点を持って行っているのかというところを3点ほどに整理したところでございます。

1つ目は、より多くの市民参加の機会を設けることでありまして、これを具体的に申し上げますと、市が市民から事業の提案を受けたり、市民ニーズや事業に関する意見を聞くことだったり、市が行う事業に市民が参加することとしております。

2つ目は、より多くの市民との連携を図ることで、具体的には市民と行政が主催者となって一つの事業を行うことや、市民や行政等で構成された実行委員会などが主催者となりまして事業を行うこと、また市が管理する公共施設等の管理を市民が担うことなどとしております。

3つ目といたしまして、市民参加や市民との連携につながる支援を行うこととして、具体的には市民の自主事業に対し、市や教育委員会の後援名義使用を承認し、支援していくことや、市民の自主事業に対しまして場所の提供などを行うことと整理したところでございます。

これらの協働の視点を持って、協働の形態はそれぞれ違いますが、今までも各施策が取り組まれているものと思っております。平成26年、本年5月に各課に調査を行いましたところ、今申し上げたような視点で行っている事業は、210ほどの事業がございました。協働は地域の課題解決に有効な手段と考えておりますけれども、職員の協働への理解が必要であるというふうな回答があった課も多かったところでございますことから、さらに協働を推進し、市民とのまちづくりが行われていくものと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 具体的にというふうに質問したんですけども、210もあると一つ一つ挙げていくのもなかなか難しいのかなと思いつつ、しかし提案を受ける、意見を受けるということ、またともども一つの事業を行うということ、また自主事業について支援をすると、こういった考え方のもとに、協働事業、現在でも進めておられるということでございました。

その中で、市の職員の意識向上ということもおっしゃっておられましたけれども、確かに視察してきたところでは協働事業を進めているんだけど、なかなか職員のほうの市民との協働に関する意識が、まだまだあの部分があるというのが、担当課の方の御意見でございました。協働にすることで、逆に職員の手間がかかってしまうとか、その市民団体とか市民の方に対する信頼性というか、本当にこの事業を任しても大丈夫なのかといったようなところが、不安がどうしても拭えないですとか、また財政的にも、決してその削減効果が明確にあらわれるということも少ないということでございました。

仮にこの市民協働ということを柱として、この自治基本条例、制定を進めるという中では、市の職員の方々のほうにも、覚悟というところちょっと大げさな言い方になりますけれども、そういった手間もかかるし、財政的にもそれほど削減効果が見られない可能性もあるということ、そういった心づもりをしていただくということ、

これも非常に重要な点かなというふうに思っております。

それとあわせて、その協働の指針を作成するというところでございましたけれども、その毎年度の振り返りをして評価をするということですけども、これについて誰がどう評価して、その結果はどのように公表されるのか、この点について確認をさせていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 評価でございますが、現在はまちづくりの基本施策を具現化するような事業が、どの程度課題の解決に結びついたらと確認することが、行政評価の仕事の振り返りでございまして、PDC Aのサイクルとなっておりますことから、この振り返る作業に協働の視点も加えることで、毎年度、各事業においても市民協働もしながら振り返りができるものと考えております。その中で評価におきましては、成果指標といたしまして、今佐竹議員もおっしゃったように、協働事業をふやすことが協働の推進ではなくて、視点といたしまして市民参加の機会が拡充した仕事の数がどれぐらいなのかとか、市民組織との連携が進んだ仕事などがどれぐらいあるのかというのを、成果の手法としていきたいなというふうに考えておりますので、そちらのほうで評価していくのがいいのかなと、現時点ではそのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（佐竹康彦君） それでは、引き続き再質問させていただきます。

市民協働のパートナーの大きな存在として、自治会があるかというふうに思います。当市としても、その自治会活動については大変な御支援をいただいているかと思うんですけれども、現在自治会のあるところとないところとございます。

3点ほどちょっとお聞かせいただきたいんですが、今ある自治会をさらにこの市民協働という観点から強化していく方策はどのように考えておられるかということが1点と。

もう一つ、自治会をやめられたという方にお話を伺いましたら、自治会の会計処理のことについてちょっとした不信感があつたようでございます。お金の流れということ、今担当されてる自治会の方々、当然その透明性を確保しようということで懸命に図られておられると思うんですけれども、今後やはりそういった観点からも、そういったことに不信を抱いて自治会やめますというようなことがないように、市としてそういった未然に防ぐという意味で、厳密で透明性のある会計処理の方法を自治会の方にアドバイスしていただくなり、サポートしていただくなりすることはできないのかということがもう一点。

3点目は、実際自治会のない地域について、その地域力をアップしようという方策が、どういったことを今、現段階でお考えなのか。

この3点について伺います。

○市民生活課長（田村美砂君） まず今現在ある自治会への強化の方策ということでございますけれども、平成26年から各自治会の活動を、職員が自治会の活動をされていらっしゃるところに出向きまして取材をさせていただき、市の公式ホームページに掲載のほうをさせていただいております。このことによりまして、すぐに入会者がふえるですとか、自治会の強化につながるということは、すぐということとはなかなか難しいかもしれ

ませんけれども、掲載させていただいた自治会からは、自分たちの自治会の活動を皆さんに知ってもらえる機会ができたということで、励みになったということでお声をいただいております。自治会が活性化、地域活性のために、さまざまな行事や高齢者の見守りなどに取り組んでいただいていることを広く市民の皆さんに知っていただくことも、加入の呼びかけにつながると考えております。

また今年度、自治会ではございませんけれども、新たな取り組みといたしまして、当市に多く建設されておりますマンションの管理組合の理事長との会合を初めて持たせていただきました。特に桜が丘地区のマンション管理組合では、隣接するマンションとの接点がなく、災害時はもちろんのこと、通常時におきましても地域の問題など、一緒に解決するためにつながりを持ちたいと御意見をいただきましたので、横のつながりという意味で連携の必要性を認識いたしましたし、ある意味、強化につながったかなとは思っております。

続きまして、自治会の会計処理のアドバイスにつきましてでございますが、各自治会につきまして活動に対する補助ですとか、集会所の維持管理に対する補助という形で補助金を支出さしていただいております。補助金の申請時は自治会長会議のときに説明を、書類の書き方が中心になりますけれども、説明をさせていただきまして、皆さんに活動していただいた後に実績報告という形で各自治会から書類を提出していただいております。そのときに各自治会さんの総会の資料を見させていただきまして、そこにきちんと市から出さしていただきました補助金が収入されているかということは、確認のほうさせていただきますが、具体的な会計の処理という形でのアドバイスというのは、今までには特段多くなっております。

続きまして、自治会のない地域への地域力のアップの方策ということでございますけれども、現在全市的な自治会のない地域に対する具体的な取り組みということではできておりません。昨年、上北台地区の自治会のない地域で災害図上訓練がありまして、そちらの住民の方がおいでになりましたので、そのときにこちらのほうで向かわせていただきまして、地域の住民の方々に自治会の設立につきまして、呼びかけのほうはさせていただきましたが、今後もそういった機会を捉えまして地域力アップにつながるようなことを重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

会計のことにつきましては、特段、まあ確かに自治会のことでございますので、行政のほうから何かしら積極的なアプローチはできないかもしれませんが、その自治会の会員を減らすようなことがないような形で、何か啓発のチラシでも結構でございますので、自治会の会長さん、またはマンションの管理組合さん、理事長さんとか、会うときにひとつ御参考までという形で、そういった意識啓発等、行っていただければなというふうに考えております。

また自治会のない地域での具体的な施策は、現段階でないということでございますけれども、先ほど上北台での事例、おっしゃっていただきました。防災に関する点ですね、やはりその地域のつながりという地縁が薄くなった分、やはりその特定の目的を明確に持った、機能に着目したつながりというものも、非常に今後重要視しなければいけないのかなというふうに思います。そういった点で、その防災という観点も非常に重要な点であろうかというふうに思いますので、この点についても何かしら、自主防災組織というものもございませけれども、そういった方面でもぜひ力を入れていただければなというふうに思っております。

最後の若い世代を対象とした地域活性に関するイベント等の開催ということでございますけれども、先ほど申し上げました地域のつながりが希薄化する段階で、やはりその特定の目的に合わせた、機能に着目したつ

ながりを市内で強化していったらどうかということで、特にこの若い世代と目的を絞った形で、地域の人と人との結びつきを強くする施策を展開できないかということで、この若い世代に的を絞ったイベントということで申し上げさせていただきました。

先ほど部長の答弁の中でも、一緒に事業を行うということと、また事業を支援していくというようなことで、それに関するような内容かとも思うんですけども、やはりこの世代と目的ということで、うまかんべえ～祭がずっと続いて非常に大きな成功をおさめてるというふうに認識しております。こういったイベント参加ということが、やはり地域は違うけれども、同じ東大和市に住む市民同士がつながっていくという大きな機会になったのではないかなというふうに思っております。

また一つの事例として、非常に示唆的なものなんですけれども、このボランティア活動の継続と発展に主眼を置いた活動で、音楽の力を通じて社会貢献活動への参加を促すプロジェクト、これロックコープスという活動があるそうでございます。先ごろ日本で初めて東日本大震災のボランティア活動ということでやられたそうでございます。これ2005年にアメリカで始まったそうございまして、この理念が、ギブ・ゲット・ギブ、与えて初めて与えられるというようなことだそうでございます。仕組みといたしましては、ボランティアの労働に対価があるということが特徴だそうで、4時間のボランティアに参加いたしますと、ライブイベントのチケットが配布されるそうでございます。非常に有名な歌手の方、また外国の歌手の方を呼んで、9月6日に福島市でこのイベントを開かれたそうでございます。若い方が、こういったボランティアですとか、また市民協働事業というものに参加をして、なおかつ自分としてもその結果、対価として何か楽しめるようなイベントに参加できる。こういった方法も、大変ユニークなアイデアだと思いますし、市としても検討に値するのではないかなというふうに考えております。この例も含めまして、この点について再度お考えを伺わせていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、佐竹議員のほうから、うまかんべえ～祭の事例をお話いただいたところでございますけども、先ほどから申し上げております協働の視点から考えますと、多くの市民の参加の機会を設けることができたということも思ってることだと、そのような事業だと思っております。また、こういう事業にも若者が関心を示していただけたというふうに認識したことがございまして、市長のタウンミーティングに出てきた若い方なんですけども、その方がうまかんべえ～祭にボランティアで参加するにはどうしたらいいかなんていうようなことを聞いてこられたりもしておりますので、大分うまかんべえ～祭も周知されてきたのかなというふうに思っております。

先月、産経新聞にこんな記事がございまして、若い世代には生活に困らないことは、その地区ですら、もちろんですけども、それ以外には住みたい魅力を発していかないと定住に結びつかないんだよなんていうような記事も載ってたところでございます。今後はさまざまな市の施策を進めるに当たりまして、議員のほうからも御紹介いただいた福井県の3市のような、市民に協働の呼びかけをしたり、また事業提案をしてもらったりなどといった仕組みづくりも今後は必要なものと思われまますので、ぜひ検討していきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。条例制定につきましては、大変時間を要するのだなということを改めて考えさせていただきました。また市民協働という観点、ぜひさまざまな施策、知恵を絞ってお取り組みいただければなというふうに思います。

この質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、男性の育児参加についての質問、行わせていただきます。

まず原則的なことなんですけれども、男女共同参画の観点から、男性の育児参加はどのような位置づけを持つのかという点でございます。働く女性は当然として、いわゆるこの専業主婦の方も含めて、女性の社会参加には欠かすことのできない要素だというふうに考えております。女性の活躍できる社会システムづくりのためにも、こういった観点、重要だというふうに思いますけれども、御認識を伺わせていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） システムづくりということでございますけれども、本市におきましては平成17年3月に、東大和市の男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例を制定したところでございまして、その中では男女共同参画というものを、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、一人一人にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を分かち合うということを定義してるところでございます。これらを推進するための基本理念といたしまして、家族を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力と社会的支援のもとに、子の養育、家族の介護、その他家庭生活における活動並びに職場、学校、地域等における社会活動等を両立できるように配慮されることとしておるところでございます。

男女共同参画の視点では、男性も女性も子育てに、家庭における活動と地域活動が両立できるように、互いに協力することが必要であると位置づけをしてるところでございます。現在労働人口が減少する中で、持続的な経済成長の実現のためには女性の活躍が不可欠と言われております。そのような観点からもですが、男性が仕事だけではなく、家庭や地域生活にも積極的に参画していくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 大変重要なことであるというような認識をお持ちだということは、確認させていただきました。

それでは、この男性の育児参加の効用というのはどのようなものなのか、それが市の子育て施策にどのような影響を与えると考えておられるでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 男性の育児参加の効用でございますけれども、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の前文におきまして、社会の変化に対し、男女が社会の対等な構成員としてともに参画し、責任を分かち合う社会を実現することは重要であるとしております。昨今の少子化や女性の社会進出といった社会変化に対し、男性も女性も互いに子育てに取り組むことが重要であり、結果的には男性の育児参加は女性の社会参加をより推し進めることとなると考えております。市の子育て施策におきましても、東大和市第四次基本計画における施策の目指す姿である保護者が生き生きと地域の中で子育てをしていることが実現できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） もう一点、少子化という観点なんですけど、内閣府の調査資料ですとか、また厚生労働省の第9回成年者縦断調査というのを見ても、男性が、夫が家事、育児に積極的に参加すると、出生率を引き上げるというような傾向性が見られるということでございました。当然その家庭、家庭によって生む人数ですとか、当然子供を持たないという選択肢もあるのは前提ではありますけれども、しかし行政側にとっては、この人口減ということ、大変その地方のあり方、ありように大きな影響を与えるということから、非常に関心が高いというふうに思います。男性の育児参加の向上が、この出生率を向上させるということであれば、

そこに力を入れるということは行政としても必要な施策であると思っておりますが、この点についての御認識を伺います。

○市民生活課長（田村美砂君） 今議員のほうからお話がありました平成25年版厚生労働白書に、父親の育児参加が出生率の上昇要因になるということが掲載がありましたので、そここのところ繰り返しになりますけれども、述べさせていただきます。

その白書によりますと、子供がいる夫婦は、夫の休日の家事、育児時間が長くなるほど第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向があるとの調査結果があります。この調査は、8年にわたり行われておりまして、夫の休日の家事、育児時間別に見た8年間の第2子以降の出生の状況は、夫の休日の家事、育児時間数がなしの場合は出生率が9.9%、2時間未満が25.8%、2時間以上4時間未満が48.1%、4時間以上6時間未満が55.3%、6時間以上は67.4%が出生ありといったデータとなっておりますことから、夫の休日の家事、育児時間が長いほど、子供が生まれる割合が高くなる傾向であると認識しております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そういった観点からも、女性の社会進出ということと加えて、やはり重要な施策なのかなというふうに考えております。市としては、そういった意味で、今後ともぜひ力を、この事業に力を入れていって、取り組んでいただきたいということを望むわけでございますけれども、市として男性の育児参加について意識的に取り組んできているというような御答弁がなされました。また市民意識調査でも、男性の育児参加が増加傾向にあり、もっと男性が育児にかかわるほうがよいと回答されている例も多数見られると。社会の流れとしても、断然そのような傾向なのかなというふうに思います。

増加傾向ということでございますけれども、具体的にパーセンテージにおいて何ポイントの上昇が見られたのかということをお聞きしたいと思います。あわせて、こうした市民の意識醸成がなされた背景を、社会全体の傾向において概括的にどのように評価しておられるのか、また市の事業に即してどのような事業が市民に効果を与えることができたのかというふうにご考えておられるのか、具体的な事例を挙げて教えていただければと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 平成25年度に行いました東大和市男女共同参画に関する市民意識調査の中で、家庭生活において行っていることを、男性、女性に回答していただきました。この項目は、平成19年度におきましても同様に回答いただいておりますが、男性が家庭生活において乳幼児の世話、子供のしつけをいつもしている、時々しているの合計が21.1%であったのに対しまして、25年度の調査におきましては25.3%となっております、4.2ポイント上昇しております。また平成25年度に、父親はもっと子育てにかかわるほうがよいと答えた男性は、全体の88.9%でございました。こうした市民の意識の背景といたしましては、社会において男性の育児休業取得希望者が約3割であるなど、男性も育児に参加したいと考えているが、実際の取得率は1.89%という現状がございます。また男性が育児に費やす時間は、39分と低調にとどまっております。これらにつきまして、男性の長時間労働が一つの要因であると考えています。

そのような中で、例えば夫が休日の可能性が高い土曜日に子育てパパの講座の企画や、父親の育児参加を促進するために父親ハンドブックを配布しましたり、また両親学級の一部を土曜日に開催するなどしましたことで、父親の育児参加を促す効果があったのではないかと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その父親ハンドブック等は、また後ほど改めてお聞かせいただければと思います。

また環境整備の事業についても、計画に沿った取り組みがなされ、成果も達成されているという認識でございました。どのような環境整備がなされたのか、具体的に教えていただければと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 環境整備についてでございますが、第二次男女共同参画推進計画におきまして、男性も女性も仕事と生活の両立ができるようにするため、仕事と生活の調和の推進を図ることと計画ではしております。そのための子育ての環境整備といたしまして、子ども家庭支援センター事業の充実、また両親学級の充実などの整備が行われたところでございます。それらにつきまして評価のほう、各所管課で十分にできたという評価をしたところでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

子ども家庭支援センター、また両親学級等、またいい取り組みを続けてこられて、またその目標というか、達成もしてこられたということで、ぜひこの部分も、より今までにつけ加えて、さらに細かい点、ぜひさまざまなお取り組み、考えていただければなというふうに思います。

今後の意識の啓発及び育児参加への働きかけ、具体的にどのような取り組みを行おうとされておられるのか、現在の事業の継続、進化という観点、また新たな事業を起こしていこうという観点、この点についてお考えありましたらお聞かせいただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 具体的な事業ということでございますけれども、第二次の東大和市の男女共同参画推進計画の計画期間は、現在進行中で、平成32年度まででございます。目標といたしまして、あらゆる分野への男女共同参画、互いの人権の尊重、それから仕事と生活の調和の促進並びに男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備、充実を達成できるよう、計画に沿った事業を各区で行っておるところでございます。計画期間の終了の平成32年度までに、現在の事業を継続して達成を目標としておりますけれども、来年度につきましては計画の中間点に当たることから、今見直し作業を行っておりまして、平成28年度以降の計画に見直し項目を反映させたいと考えてるところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） まあ現在計画が進行中で、それについて見直しを行って、28年度また何かしら反映してこうというようなお考えいただきました。現在の事業をより着実にこなしていくというようなことなのかなというふうに認識させていただきました。

その中で、若干簡単なアイデアといいますか、その育児参加のきっかけづくりの一つとして、例えば今まで育児に参加したことのようなお父さんが、例えば市の施設を子供と一緒に利用する、しやすいように、例えば市民プールですとか郷土博物館のプラネタリウム、こういったものを、その日はお父さん、子連れのお父さんは、お父さんだけ無料にするとか、そういったサービスができないのかなというふうにも考えるわけでございます。民間の遊園地の遊技場ですと、例えばイクメンマンデーというようにして、毎月第1月曜日は大人の男性を入場無料にして、このイクメンをサポートしてるというようなこともあるそうでございます。また先ほどの子ども家庭支援センターにおきましても、例えば父親の方がよりこちらのセンターを使いやすくするような、そういったですね、これもイクメンデーというような形で、そういったものを設けて、より市内のお父さんたちが市の施設を利用しながら育児に参加できるような、そういったきっかけをつくっていただけないかなというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま父親の育児参加応援企画ということで、市民プールとプラネタリウムで、そういう日をつくれぬかというようなお尋ねでございますけれども、市民プールにつきましては、現状、佐竹議員も御存じのとおり指定管理者のほうで管理運営をしている状況でございます。行事につきましては、指定管理者の提案によりまして決められているところでございます。例えばオープン初日の無料開放日、それからポイントカードで、全部いっぱいになると1回無料の券をくれるとか、そういうこともこういう提案によりまして行われているところでございます。今御提案のお父さんの無料の日というのも、その一つになるかというふうに考えられますので、来年の市民プールを管理運営する指定管理者のほうに、提案のほうは伝えたいと思います。

プラネタリウムにつきましては、ことし3月にリニューアルをいたしまして、現在いろいろ事業を行っております。そういう中では、今年度は特に観覧料をふやしたいということで、職員一同、頑張るところでございますので、現状ではお父さん無料の日というのは、ちょっと難しいかなと。ほかにも例えば敬老の日とか、こどもの日とかいろいろ考えられる部分はございますけれども、現状ではなかなか難しいかなというような状況でございます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 父親の育児参加応援の企画についてでございます。

子ども家庭支援センターでは、子育て世代の父親にも、事業等に参加していただきたいと考えているところでございます。しかし、毎年実施しておりますミニ運動会への父親の参加は毎回一、二名程度でございます。また子育て講座への過去3年間でございますが、父親の参加者を調べたところ1名程度ということで聞いております。開催は、いずれも平日実施していることから、父親が参加しやすいと思われる土曜日に、父親向けの子育て講座の実施や、交流スペースの利用の啓発などについて、土曜日の職員体制等も勘案しながら検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

子ども家庭支援センター、ぜひ土曜日開催ということ、御検討、また実施をしていただければなというふうに思います。

あともう一つ、郷土博物館のプラネタリウムの件なんですけれども、無料ということ難しいということございましたけれども、父親の育児参加という形で、何かしらのサポートというか支援、こういったものの御検討がいただけるのかどうか、この点について伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほどの答弁では、観覧料の収入をふやすという観点で、無料の日をつくることは難しいというような旨の答弁をさせていただいたところでございます。今お話のありました行事の中で、例えばお父さんと楽しもうとか、お父さんと来るといいことがあるよ、内容はいろいろあるかもしれませんが、そういう行事を考えていくことはできると思いますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思

ます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、土曜日等でお母さんが仕事休みで、午前中の1時間、2時間、子供を外に連れ出してほしいと、それだけでたまった洗濯物ができるとか掃除できるとか、そういったことが、まあ個人的な体験を通してもございますので、ぜひお父さん方が、遠くの、例えばイオンモールに行かなきゃいけないとかそういうことではなくて、市内で何かお父さん方が育児のお手伝いをしながら家庭円満が図れるような、そういった支援体制、築いていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、男性の育児参加の阻害要因の大きなものとして、長時間労働があるということでもございました。この長時間労働ということについて、市として市内業者に啓発ということを、どのようにお考えになっているのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市では条例、東大和市の男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の中におきまして、事業者の責務というものも規定してるところでございます。就労者が職場における活動と家庭、地域等における活動と両立して行うことができる環境を整備するなどの責務があることにつきまして、積極的に啓発していかねばならないことは認識しておりますけれども、先月8月のワーク・ライフ・バランスの強化月間ということで国も推し進めてることでございまして、その周知も含めまして、まあなかなか現状では取り組みが進んでいないところがございます。今後は周知にどのようにしたら努められるかということも、検討していかねばいけないというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ東大和市の業者から、育児休暇とる男性がふえるというような形になれば、非常に理想的なのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、父親ハンドブックの件なんですけれども、この内容についてどのようなものか、お聞かせいただければと思います。市として、独自の内容があるのかどうか、なければつけ加えることが可能かどうか、育児休暇のとり方ですとか、行政等のサポートの内容とか、そういったことについて詳細な点、伺わせていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） ハンドブックの内容についてでございます。まず、こちらのハンドブックは、共同印刷といったスタイルで出してるものでして、東京都内の区市町村で共同で印刷して出しているものですので、市独自のものというものは、内容には取り込んでおりません。

育児休暇についての内容ですけれども、ページの44ページに「子育てと仕事の両立を支える制度」というタイトルで、育児休業の制度等が、法律的なことと、あとお金のことと絡めて載っております。

また事例についてでございますけれども、子育て体験記についての事例のほうが、こちらのほうも写真入りで載っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その子育て体験記ということで、ぜひ市内の、市独自で市の男性で育児参加してる方、ちょっと取材をしていただいて、その父親ハンドブックを配るときに、あわせて同じ市内の同世代のお父さんもこндаけ頑張ると。もしくは、知ってる方である場合は、余計親近感が湧いて、じゃ自分も男性だけど育児参加やっぺこうかという気にもなるかと思っておりますので、何かしら市独自としてもこういった、せつかく配

ってるハンドブック、より親しみを持って活用して、この意識が啓発されるような形で、何かしらの手だてを
考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、あと御答弁にございました独立した父親プログラムとしての実施はないという、この父親プログラ
ムの件でございますけれども、東大和市次世代育成支援計画の平成24年度実施状況報告の中では、父親の育児
参加の機会の拡充という事業名で、両親学級に父親プログラムを追加して実施とございました。これは独立し
たプログラムとしては実施してないけれども、両親学級の中でそういうものはやったという認識でよろしいん
でしょうか。

○健康課長（志村明子君） 独立した父親プログラムとしてではなく、両親学級、全部で5講座の中の1つの講
座として取り入れております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

それで、次の質問なんですけれども、ぜひまた父親に特化した形での何かプロジェクトなりというものを、ぜ
ひ力を入れてやっていただければなというふうに思っております。

両親学級というのは、初めて子供を持つ御夫婦が対象でございますけれども、例えば2人目を持ったときの
育児の大変さ、これ1人目のときとまた違ったものがあります。おむつをかえるとか、お食事をちょっとつく
るとか、あやすとか、そういったこと、ミルクをあげるとか——というのは、当然1人目、経験してるんで
できるわけですが、今度、少し成長した子供と赤ちゃんがいる家庭での父親としての育児の参加のあり方、
こういったものについても、既に育児参加をしている男性についても、やはり悩みが、また新たな悩みが出てく
る点ではないかなというふうに思います。この2人目以降の両親学級ですとか、また父親に特化したそうい
った講座を、また新たに独自に立てて、市民のサポートができないだろうかというふうに考えるわけです。

参考までのちょっとお話なんですけれども、8月28日の毎日新聞で、男性の育児の悩みということに関する
記事が出ておりました。これ「パタニティーブルー」という言葉が話題になってるという見出しでございませ
ん、母親が出産後などに自信喪失や涙もろさ、いらいら感に襲われる。マタニティーブルーのパパ版とい
うことでございます。この記事の中で、大阪教育大学の小崎恭弘准教授がコメントをしております。

ちょっと御紹介させていただきますけれども、「男性は、女性の産後のようにホルモンバランスが変化して
身体的影響を受けることはない。だが妊娠期がない分、母親よりも急激に精神面や環境の変化にさらされる」
と。「自治体などのマタニティスクールには、今や9割がカップルで参加する。父親も子育てに関わるのが
当然な時代なのに、職場や社会では『育児は女性の役割』との風潮が根強い。そのはざままでイクメンは傷つき、
大きなストレスを受けている。ママ友の輪にも入れず孤立しがちなのも問題だ。マタニティスクールでは沐
浴とおむつのかえ方ぐらいしか父親に教えない。父親への産前教育や育児中のサポート体制を充実させるべき
だ。『父親も育児ブルーになる』と情報提供するだけでも、追い詰められる人は減る。職場も女性社員と同じ
ように配慮してほしい」、こういったコメントがなされておまして、実際この育児に参加した男性が、精神
的なメンタルな部分で、大変参ってしまったというような事例も記事の中にはありました。

現に育児に参加している男性も、多く悩みを抱えながら悪戦苦闘しているのが現状でございます。男性の育
児参加を促進することは当然なわけでございますけれども、さらに今までの事業に加えて、現に育児に参加し
ている男性のサポートにも力を入れていただきたいというふうに思います。この点に関して、御見解をお伺い
できればと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、佐竹議員からそのような御紹介いただきましたけど、そのようなパタニティーブルーという話は聞いたことあるんですけども、まあそれに対応するような、なかなか施策というか、プログラムは今実施してないということが正直なところでございます。本日いろんな他市の事例等も気づかしていただいたところもございますので、当市といたしましてどのようなところが皆様のニーズに合ったものなのかなというところも勘案しながら、検討していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 他市の事例として、最後にこのパパ・スクールということなんですけれども、さいたま市がNPO法人ファザーリング・ジャパンと共同で事業展開をしているものでございます。都内のベッドタウンという共通した地域性もございますし、大変参考になる事例ではないかなというふうに考えております。この実施成果につきましても、内容について参加者から高い満足を得たですとか、地域活動団体とのつながりができたため、それぞれの団体が実施するイベント、活動にも参加をしやすくなり、地域活動への展開がより現実的なものとなっているというような成果も上がっているようでございます。ぜひ、このパパ・スクール、先ほど部長おっしゃっていただきましたように、一つの大きな事例として御参考にさせていただきながら、実施に向けて検討していただきたいというふうに思いますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） さいたま市で実施されておりますパパ・スクールと当市としましての取り組みについてでございますが、さいたま市では団体との共同事業としてパパ・スクールという講座を実施しております。パパ・スクールは、平成22年からさいたま市市民活動及び共同の推進助成制度であるさいたまマッチングファンド一般助成事業を活用して、NPO法人ファザーリング・ジャパンによって今開催されております。そして、その後、翌年の平成23年度からパパ・スクールの卒業生が立ち上げた、さいパパという父親のグループが主催者となって、子育てパパ応援プロジェクトを開催しているところでございます。そして今年度は、第5期ということで、5回目のさいたまパパ・スクールが募集されているところでございます。さいたま市は、県庁所在地であり、政令指定都市でもあり、約126万人の人口規模の大都市でありますことから、東大和市となかなか比較することは難しいかもしれません。ただ、さいたま市を初め、船橋市や川崎市、江戸川区、あと西東京市などにも広がっていると伺っております。当市といたしましても、父親の子育ての参加の場づくり、そしてグループづくりのために調査、情報の収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ、他市の事例も大いに参考にさせていただきながら、研究、検討、また実施に向けて何かしらのアクションを起こしていただければなというふうに思っております。

厚生労働省、イクメンプロジェクトの座長を務めます駒崎弘樹氏が、インタビュー記事の中でこう述べておられました。最も重要な男性の育児参加の意欲については法律で規定できないので、身近なロールモデルとなる実践者がふえていく以外にない。みずからの働き方、生き方が変われば家庭が変わり、職場や地域も変わっていく。自分の変革が社会の変革にダイレクトにつながるのもパパ育児ならではの楽しさと、このように述べておられます。こうした観点からいたしますと、自治体が男性の育児参加、推進していくことには大変大きな意義があるというふうに私自身考えております。ぜひ、今後ともあらゆる事例に学び、あらゆる知恵を出しながら積極的にこの事業を推進していただきたいとお願いいたしますので、この質問を終了させていただきます。

次に、3点目の中央1丁目の都有地活用についてでございます。

この整備される施設が、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所ということでござい

ます。3月、質問させていただいたときには、この5つの地域密着型サービスを挙げられて、このうちの単独、または複合した併設型で事業を考えるというふうなことでございました。今回このような組み合わせになった理由、あわせまして整備される施設の具体的なサービス、どのようなものか教えていただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 今回の施設の組み合わせの理由ということでございますが、基本的には両施設ともに整備の必要性が高い施設だということが基本でございます。その上で、今回の募集、実施したわけでございますけれども、組み合わせといたしまして小規模多機能型居宅介護につきまして、やはり採算面で厳しいと言われている事業の一つでございます。その中で、隣接する市に所在する事業所状況を確認いたしましたところ、11カ所中8カ所が認知症高齢者グループホームと併設という状況が確認できました。認知症高齢者グループホームにつきましては、採算面で厳しいということもなく、事業者さんの申し込みも好調だということ聞いております。そういった状況、東京都とも十分に調整の上で、今回こういった組み合わせにさせていただいております。

サービスの内容ということでございますが、グループホームにつきましては、生活単位が1ユニットということで、大体5名から9名で構成されますが、これがツーユニット、18名が上限になっております。内容的には、ユニットごとに認証の状態にある要介護者等が、介護職員の介助のもとに家庭的な雰囲気の中で共同生活を行い、落ちついた環境で入浴ですとか排せつ、そういった介護を受けていくと、また機能訓練等も受けるというようなサービスでございます。

それから小規模多機能型居宅介護についてでございますが、こちらにつきましてはデイサービス、それからヘルパー、訪問介護ですね、それからショートステイ、この3つのサービスが同一事業者によって、一体的にその人のニーズに応じて行われるということで、できる限り居宅での生活が継続できるよう支援するものでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 先ほど必要性が高い施設だということでございましたけれども、この必要性を裏づける市の現況の具体的な数値があれば教えていただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 認知症高齢者グループホームにつきましては、第5期介護保険事業計画の策定時、平成23年度でございますけれども、市内に2施設で、その時点で6ベッド、6床、あきがございました。利用希望が少ないというような状況でございましたが、現在では待機者が発生しておりまして、直近の8月の待機者、2カ所合計で6名ということでございます。また東京都内の平均の整備率が0.3%でございますが、当市につきましては現在0.18%ということで、グループホームの重点整備区域に指定されてるというような状況でございます。

それから、小規模多機能居宅介護につきましても、当市指定当初は1名から2名の利用者が入れかわりの多い状況でございましたが、現在は4名の方が継続して、固定して利用しているというような状況で、中には要介護3から要介護1になった方もいるということで、非常に有益な施設だというふうに考えてございます。ただ、現在市内に事業所がございません。当市は武蔵村山市に所在する施設を指定させていただいて、市民の利用に供しているというような状況でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そうした状況が今回の施設整備によってどのように改善されるのか、この点についての御認識を伺います。

○福祉部参事（広沢光政君） まず小規模多機能型の居宅介護についてでございますが、こちら先ほど申し上げましたとおり通所介護、訪問介護、それから短期入所、ショートステイ、この3種類のサービスの提供が行われるわけでございますけれども、直近、7月中にこの3種類の全てのサービスを利用された方、32名おります。今回定員25名程度の施設が整備されますと、必要とする方へサービス提供が可能になると考えております。

それから、認知症高齢者グループホームについてでございますが、現在の待機者は6名でございますので、今回の整備ができれば、この方たちがあきを待たずに入所することが可能になってくるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） サービスの充実という観点では、非常に改善されるというような認識を持たせていただきました。今回の事業の公募状況について、8月29日というような御答弁いただきましたけれども、現況どのようなことになってるか教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 御質問者おっしゃいますとおり、8月29日から公募要項を公開しておりますが、応募する事業者の今後の段階といたしまして、9月11日、今週でございますが事業者説明会、その後、応募申し込み書類の提出、それから土地の借り受け申請書類の提出と3段階ございます。その後に事業者選定となりますけれども、その第1段階としての事業者説明会、これは申し込み制になっております。その申し込み状況ということで、現在十数社の申し込みがございます。ただ今お話ししましたとおり、選定に至るまで幾つかの段階がございますので、この十数社全てが応募してくるということではございませんが、順調に推移してるというふうに認識しております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 前回の計画がああいった状況だったので、十数社ということ、大変心強いなというふうに思っております。市内事業者が状況もわかって理想的だと思うんですけども、ぜひ当然市が都外の業者でも入札可能でございますので、十分に当市の状況を理解し、サービスに努めてもらうように、市側からも積極的に働きをかけていただきたいということをお願いすることが1つと、あとこういう施設がございますので、近隣も住宅地でございます。ぜひ近隣の方の御理解もしっかりと得られるような対応も、ぜひお願いしたいということ、この辺もあわせてお願いいたします。前回は前回なもんでございますから、この事業、絶対途中で頓挫することのないように、周到な準備をして事に臨んでいただきたいというふうに思っております。特に採算という点、事業者の方が継続的に運営をし続けられるということ、この点をぜひできるような形で進めていただきたいというふうに思いますけれども、この点について最後、御認識をお伺いいたします。

○福祉部参事（広沢光政君） 今回整備予定されてます施設といいますのが、地域密着型サービスということで、市のほうで保健事業所としての指定を行いますので、そういった意味では整備を行った事業者に対しましては、御質問者のおっしゃるとおり、市のほうの状況を理解して、地域に根差したサービスを提供していただけるよう指導を行っていきたいと。また近隣の皆様に関しましては、この間、住民説明会を事前に行っておりますが、その後、事業者さん決定し、計画案ができた段階でもまた行こうというようなことで、懇切丁寧な理解を求めていくつもりでございます。

最後に、準備の関係ですが、他市の実績を踏まえた東京都と密に連絡を取り合っております。十分にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関野杜成君

○議長（尾崎信夫君） 次に、8番、関野杜成議員を指名いたします。

〔8番 関野杜成君 登壇〕

○8番（関野杜成君） 8番、自由民主党・みんなの党、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番として、戦争体験を後世にとしての①番としまして、現在、平和文集の発行を平成15年から実施しているが、今後の予定は。

②番、文集もよいですが、映像での保存をして教育教材や後世に残すべきと考えるが、どのように思っているか。

大きな2番として、ごみ対策についてです。

①以前のごみシンポジウムについてお伺いをいたします。

アとして、この実施責任者は誰なのか。

イとして、実施した意味合いは何なのか。

ウとして、シンポジウムに収集業者の社長が出ておりましたが、なぜ出ていたのか。

②番としまして、ごみ収集についてです。

アとしまして、現在試験的に行う期間で行われてますが、問題点はありますか。

イといたしまして、その他の問題点。

ウとして、今後の予定についてお伺いをいたします。

大きな3番目として、①3月・6月に質問をした支店登録方法の追加事項や最低価格について、どのようになったかお伺いをいたします。

②番、本店が指名停止の業者への対応と落札後に辞退をした業者への対応について、どのように話し合われたのかお伺いをいたします。

③番、情報収集の強化対策などはどのように行っていくのかお伺いをいたします。

④番として、今後の予定についてお伺いをいたします。

この場での質問は以上となります。再質問については、自席にて行わせていただきますので、よろしく願います。

〔8番 関野杜成君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、平和文集の今後の予定についてであります。市では平成15年度から東大和市民の戦争体験を後世に伝え、平和の大切さを広く市民の皆様に訴えることを目的に平和文集を発行しております。戦後70年を迎える平成27年度の平和事業の内容につきましては、これから検討してまいりたいと考えております。なお、平和文集につきましては、引き続き発行する予定であります。

次に、戦争体験の映像での保存についてであります。戦争を体験された世代の方々が年々少なくなっ

ている状況の中で、戦争体験を後世に伝え、戦争の悲惨さと平和のとうとさを訴えるには重要なことであると認識しております。映像での保存につきましては、撮影方法やその経費、体験者の著作権などの問題があると考えておりますので、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量シンポジウムの実施責任者についてであります。平成25年7月7日に実施いたしましたごみ減量シンポジウムは、廃棄物の減量施策と処理費用の負担のあり方をテーマに開催したもので、主催は東大和市でありますので、実施に当たっての責任者は市にございます。

次に、ごみ減量シンポジウムを開催した目的についてであります。廃棄物の排出抑制と減量化を図ることを目的に、家庭廃棄物有料化について検討を行っており、導入に向けて市民意識の改革に努めるとともに、ごみ処理の有料化の意義や導入の成果事例、諸課題等についてシンポジウムを開催し、廃棄物の減量に対する市民の理解を深める機会として開催したものでございます。

次に、ごみ減量シンポジウムに清掃事業関係者が出席したことについてであります。他の自治体で戸別収集によるごみ収集処理業務に携わっており、また市内でごみを収集されている立場から、ごみ減量施策に関する考えを述べていただくために出席を依頼したものであります。

次に、8月からの戸別収集開始による試行期間中での課題についてであります。市では家庭廃棄物有料化及び戸別収集の導入に伴い、コールセンターを開設し、市民の皆様からの問い合わせに対応しているところでございます。これまでに2,000件を超えるお電話をいただいているところでございます。主な内容といたしましては、ごみの分別や排出方法、戸別収集の導入に伴う排出場所などとなっております。

次に、戸別収集開始によるその他の課題についてであります。8月からの戸別収集開始により、今までの収集時間と違いが生じていることや、缶・瓶とペットボトルの収集日が分かれたことにより、排出日を間違えてしまうなど、収集体制の変更に伴うさまざまな課題があると認識しているところでございます。

次に、収集体制の変更に伴うさまざまな課題の解決に向けた今後の予定についてであります。家庭廃棄物有料化及び戸別収集の導入につきましては、これまで100回を超える地域説明会等を開催し、延べ5,000人以上の市民の方々に御出席をいただいているところでございます。市民の皆様にも今後も家庭廃棄物有料化及び戸別収集の内容について、周知に努めてまいります。

次に、契約に係る支店登録方法の追加事項や最低制限価格設定についてであります。支店登録方法の追加事項につきましては、指名参加登録の更新時の適切な時期を捉え、導入する方向で検討しているところであります。最低制限価格制度につきましては、各市の実施状況等も踏まえ、当面は一般競争入札を行う工事案件について、最低制限価格を設定していく予定であります。

次に、本店が指名停止となった業者への対応と落札後に辞退した業者への対応についてであります。それぞれの業者から事情聴取を行い、当市の指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づき対応しているところであります。

次に、情報収集強化などの対応策についてであります。情報収集については可能な範囲で調査をしながら、契約事務を進めているところであります。しかし、年度当初の契約においては事務が繁忙するため、情報収集にも限界がございますので、できる限り情報収集に努めてまいります。

次に、今後の予定であります。平成26年度中に可能な範囲で電子入札制度を試行的に導入していく予定でございます。また現在、試行で実施している大規模工事の一般競争入札について、本格実施に向けて検討を進めているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問に移らせていただきます。

まず1つ目、戦争体験を後世にということ質問をさせていただきました。

この件については、私が議員になってから、もう今はいない役所の方ですけども、やはりこういった今の子どもたちがわからないことを文集にしたらどうだというような話を、立ち上がって、かれこれ10年がたったのかなというふうに思っています。もちろんそのときにも、この映像というものをお願いしてたんですが、やはりそのときも同じように、今回の市長の答弁とはちょっと違ってたんですけども、やはり映像として顔を映したり、そういったものを話をすると、そのときのことを思い出して、やはりなかなか参加してくれる方が少ないというようなお話も聞きました。

ただ最近、やはりいろいろこの10年間発行している中で、今まで知らなかったことだったり、またはテレビとかそういったところでも戦争体験者が顔を出して、昔はこういうことがあったんだというようなことを発表されているちょっとテレビを見たので、やはり文章で読むよりも、その方の言葉でやはり聞くほうが、聞く側としてもしっかりと心には残りますし、戦争とは何だったのか、または今後は戦争は起こしてはいけないとか、そういった部分に関してもしっかりとわかるなというところで、今回質問させていただいております。

平和文集は、今後引き続き発行ということですから、まあ大変でしょうが、毎年毎年、進めていっていただければと思います。映像に関してなんですけれども、今もお話しさせていただいたんですが、やはり……。

その前に、ちょっと前にやってた、平和広場でやられたイベントなんですけど、そのときに高校生の方が、そこで実際にあったことに対して朗読というか、語り部というんですか、読んでらっしゃいました。ただ単に文章を読んでもらうだけでなく、劇団という言葉があったのかな、気持ちを込めて、その方になったつもりで読んでいたというようなところを拝見させていただきました。やっぱりそういう部分では、そういう気持ちのこもった形で言葉をされると、その方のニュアンスだったり、そのときの状況だったりというのが、やはりすごくわかりやすいので今回質問してるんですけども、こういった形でまずは撮影、まあ顔まで映してというのが可能なのか、顔が映るのは嫌だけれども、こういったものを残すんだしたら協力したいという方がいて、顔の下、体だけというか、そういった形で撮影ができるのかどうか、そういったことに関して一度でも検討したことがあるか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 戦争体験談の映像化についてでございますけれども、以前にもほかの議員さんからもお話があった関係もございまして、映像化については研究は始めてるところでございます。今おっしゃったように、市内にそういう体験談を語られる方がいらっしゃるかどうか、またその映像に映ることがどうかということで、御本人の問題もありますし、市側でも、例えば職員が撮影するのかとか、あるいは業者さんをお願いして、それで例えば経費がかかるのか、そういうこともございますので、まだ大きな方向性は出てないところですけども、研究はしているというような状況でございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） 研究されてるということで、これからというわけではありませぬので、なるべくこれは早急に結果を出していただきたいなと。理由は言わなくてもわかると思いますが、戦争体験者がどんだん年を足すことによって亡くなっていくというところもありますので、そういう意味では今しっかりとそういうもの

を伝えられる時期に、どんどんと撮っていただきたいなというふうに思っております。

撮影方法だったりというようなことも言われましたけれど、初めのうちは、やはり素人が撮ると余りよくないのかなと思いますので、そういったプロの方、まあ最近マイテレビがジェイコムに変わって、よくその方はいろんな祭りの状況を映像で撮ったりとか、正直こちらから呼んでないのにわざわざその方が来て、そういった地域の催し物だったり、そういったものを撮ってるという経緯があります。そういう意味では、ある意味地域の方に見せるというところもありますし、もちろん全国の方に見られたらもっとうれしいですけど、そういった形で地域に根づいているそういったところと協力しながら、ちょっとお話をして何かしら、撮影の仕方はどの角度がいいとか、そういうものを勉強されて、最終的にはそういったものを覚えた暁には、自分たちで撮れるようなそういう方法がいいかなと思うんですけども、この件についてどう思いますか。どうでしょう。

○企画財政部参事（田代雄己君） 具体的な撮影の方法でございますけれども、今の御提案がありましたその具体的な対応につきましては、まだそこまでお話を進めたわけではございませんので何とも言えないところですけども、例えばそういうテレビ局のようなところをお願いするとか、あるいはその映像、撮っていただいた映像を、それをお借りするなり、あるいは——著作権の問題もありますので、何とも言えないところなんですけど、利用してもらえれば一番よろしいかと思っておりますけれども、具体的な検討を進めておりませんので何とも言えないところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） すぐにここで答えというわけにはいきませんが、やはりわからないことはどんどん、そういう専門の方に聞きながら、せつかくこれ残すのは、間違いなく10年、20年、下手すりゃ50年たったら残っててよかったって思えるものになると私は思っておりますので、早急に進めていただきたいなと。今年度中には、結果を出してやるのかやらないのかぐらいは決めていかないと、これから先、多分何個つくれるかというところにもなってきますので、早急な対応をお願いいたします。

こちらに教材資料というふうに書かれているんですが、教育委員会のこういったもの、もしできた場合って、学校とかそういったところで、どうでしょう、使えたりするものでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 作成した内容については、子供たちにとってそれが適切な内容になってるかどうかなどということを慎重に判断しながら、子供の実態に応じた教材として、使えるようであれば積極的に活用させていただきたいというふうに思っております。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。今教育長のほうからもあったように、企画のほうも、今後つくるに当たって、もちろん教材として使えるならば一石二鳥でもありますし、ただ教材として使うことによって、ちょっと内容が変わってしまうとか、伝えるニュアンスが違ってきとか、そうなるもまた元も子もなくなってきってしまうというのがありますので、そこら辺については企画として残すというのと同時に、教育のほうで使えるような要素を込めた形の検討をしていただきたいなというふうに思っております。

これについては、そんなに長くはしない質問なんですけれども、市長、今までのお話を聞いて、これはいいなと私は思っているんですけど、早急に、ことし中に結論を出して進めていただきたいなと思うんですが、一番上からトップダウンでお話をさせていただきたいんですが。

○副市長（小島昇公君） 非常に、やはりその平和のとうとさについては、他の議員さんにお答えをする形で、市長の考えも述べさせていただいておりますが、来年が戦後70周年の節目を迎えるということもありますので、

どういう事業という検討をただいましております。その中で、今御提案のありました映像につきましても、前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 後で撮っとけばよかったとならないような形で、検討していただければなというふうに思っております。

戦争体験については、以上で終わりにさせていただきます。

次に、ごみ対策についてです。

以前のごみシンポジウムについてお伺いをしました。正直これは一般質問にそぐわないというか、一般質問するつもりは私はなかったんですけども、ごみシンポジウムが行われて、その後、予算委員会が行われ、その後、全員協議会が行われ、その都度その都度、この件については聞いてきたんですが、まあ回答がなかったというところで、今回このような質問をさせていただいております。本来であれば、その場で、またはその後にも、こういったことでしたということで御回答いただければなというふうには思ったんですけども、まずお伺いすることが、実施責任者は市長というか、市ということですから、このごみシンポジウム、ごみ減量シンポジウム、開催目的、実施内容について、もう少し具体的に教えていただければと。

○環境部副参事（中野哲也君） 平成25年7月7日に開催いたしましたごみ減量シンポジウムの具体的な内容を詳細にということでございます。

当時、市としても、家庭廃棄物有料化について検討を行っての時期でございまして、その関係上、市民の皆様には減量意識の改革ということに努めるとともに、ごみ処理の有料化の意義や導入の成果事例、そういったものをシンポジウムを開催しまして、市民の理解を深める機会とさせていただいたところでございます。

当日は、第1部といたしまして、「家庭ごみの有料化の現状と課題」という演題で基調講演を行っていただきました。

第2部といたしまして、東大和市における今後のごみ減量等についてということテーマに、各分野で活躍しております方々をパネリストに招きまして、パネルディスカッションを開催させていただいたところでございます。

当日は190名、200名近い方の出席をいただいておりますところでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） それでは、パネルディスカッション、パネリストを呼んでというようなことだったんですけども、当日のパネリストはどのような形で選んでいったのか、その点についてお伺いしたいんですが。

○環境部副参事（中野哲也君） 当日のパネリスト、また基調講演の関係でも先生を呼んでおりますので、そこも含めましてお話をさせていただければと思います。

ごみ減量シンポジウムの基調講演を行っていただいた先生につきましては、環境政策を専門といたしまして、特に廃棄物行政に詳しく、全国的の自治体に精力的に足を運んでフィールドワークを実施しております先生をお招きしております。またごみに関する審議会にも数多く参加していたこと、環境省の廃棄物会計基準、有料化のガイドラインの策定検討委員会の委員を務めていたりとか、山梨や埼玉県、東京都の区部、市部のほうでも多くの委員会、審議会の会長を歴任していたということで、「家庭ごみの有料化の現状と課題」を演題といたしまして、大学教授の方に基調講演を行っていただきました。

またパネルディスカッションにつきまして、そのパネルディスカッションでのパネリストでございますが、

さまざまな分野で活躍している方に、パネリストとしてお招きしまして、先ほどの基調講演をしていただきました大学教授の方に、コーディネーターということで、進行に基づき意見交換をしていただいたということでございます。

当日は、実施責任者が東大和市長であるということでございますので、パネリストの中に東大和市長も加わりまして、自治会におけるごみ減量に向けた活動状況や、地域の中で日ごろ感じていることなど、市への希望ということで市内の自治会から、代表いたしまして自治会長を1名、パネリストとしてお願いをしているところでございます。また他市のNPOの方に、市民の自発性を引き出してごみ減量に結びつけていった、そういった取り組み、またこれまでの行政と協働の中で具体的な施策に結びつけていった取り組み、そういったものの御発言なども賜りたいと思ひまして、多摩市の市民グループの代表の方をお招きしているところでございます。また、ごみを収集される立場から考えるごみ減量のあり方や、他市において戸別収集により、ごみ収集処理業務に携わっている立場から考えるごみ減量施策ということで、収集運搬事業者の社長のほうに出席を依頼をしたところでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 了解しました。

このとき、私も参加させていただいたんですけれども、2部ですかね、1部にはちょっと私、間に合わなくて、2部からという形で参加をさせていただいたんですが、まあ今お話あったように大学の教授がコーディネーターになって、自治会長、NPO、社長、あと市長もいたのかな、たしかいたのかなというふうに思っております。

私、先ほどもこの質問をした経緯ということでお話をしておりましたが、その当時、私が聞いていた限りでは、この戸別収集をしても、そう収集量は上がらないんじゃないかと、そういうようなニュアンスで私は受けました。なので、そういう意味では、もしそうであれば、やはりそういったことをこの収集業者の社長が言うのはどうなのかなというふうに思って、予算委員会、全員協議会という形で質問をさせていただいておりました。

実際のところ確認が、その後、何の回答もなかったのとれなかったですから、同僚の議員の方に、参加された方にも聞きましたし、実際参加された市民の方にも聞いたところ、やはりそういうニュアンスで、同じようにとられている方が、やはり多くおられたと。実際、何かデータがあって録音したとか何かあればいいんですけど、実際それが確認できないものですから、そういうようなニュアンスを含めて話をしてしまったと。それが市民にも伝わってしまった。そういうところからした場合、このパネリストの人の中で、収集業者、まあ今回、今も収集してる会社ですけど、そういったところに、気をつけて発言するとか、そういったお話はされてなかったのかどうか、ちょっとその点についてお伺いをしたいなと思うんですが。

○環境部長（田口茂夫君） このシンポジウムにおけますパネルディスカッションの中では、特段それぞれの方々の経験等も踏まえてお話をさせていただくということを前提としておりましたものですから、特段制限を加えてたということではございません。そういったところで、今議員からお話がありましたように、戸別収集、導入することにつきましては、車両の増車や作業員の増員となることから、経費につきましては増加するということは御理解はいただけるというふうに我々も認識はしておりますが、実際に収集運搬事業者の方々が、実際に一般的な、一般論として若干お話をされたというふうには認識しておりますけれども、まあ来られた方々の受け取り方によっては、いろんな意味合いにも発展するようなことになるというふうには認識しているところ

ろでございます。このような点につきましては、今後こういったような企画を実施する際には、注意をしたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○8番（関野杜成君） 今言ったように経費がかさむ、それは当たり前ですね、戸別収集になりますから。ただ、やはりそんなに変わらないんじゃないかというような言葉だと、収集費用自体も変わらないんじゃないかというように考える方もおりますので、その点について今後、もし同じようなことをやるのであれば、やはり言葉も慎重に選んでいただいて、発言をしていただくようにしていただきたいなというふうに思っております。

この質問に至った根本なんですけれども、当日、予算のときは、ちょっと済みません、忘れちゃいました。全員協議会のときは副市長が答えられて、そのとき副市長、まあ当日、来られてないからわからないというような発言があったんですが、できれば、そのときわからなければ、この場で言うのも何ですけど、しっかりと担当課のほうにお伝えをしてどういった状況だったかというのを把握した上で、答え等がほしかったなというふうに思っておりますので、今後はその点をしっかりよろしく願いいたします。答弁は結構です。要望という形にさせていただきます。

この1番は終了しまして、2番目、ごみ収集についてのほうです。

この質問ですが、私が住んでるところで集団回収をしております。集団回収をしてるに当たって、今回ごみの収集の仕方が変わったというところで、その集団回収の中にないものが出てきたと。今ちょっと私、手元に昔のごみ分別ガイドの日程表と、あと現在の日程表というのがあるんですけども、ちょっとそちらのほうで質問をさせていただきたいんですが、前回は缶・瓶・ペットというのが私の地域が金曜日の収集になってたんですね。新しいほうを見ますと、缶・瓶、スプレー缶というくくりと、あとペットボトルだけというくくりが出てくるんですね。なおかつ、その次の週には缶・瓶、有害というくくりになっているんですけども、以前は戸別だろうがステーションだろうが、缶・瓶・ペットで収集できてたにもかかわらず、今回この振り分けた理由、この分けたことによって実際集団回収を行っている地域には、本来は収集箱は来ないんですけど、この分けたことによって、この1つの項目だけで収集をするような形がとられているとなるのであれば、ちょっと私の中では無駄な予算の使い方しちゃってるんじゃないかなと思って質問をしております。これ分けた理由について、まず教えてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回の変更に伴いまして、特に不燃ごみの日に集めてましたスプレー缶、有害ごみ、この辺につきましては、ただいま御質問がありましたように、缶・瓶を回収する日の曜日に変更しております。変更した理由につきましては、一番事故が起きないのを望んでいるわけなんですけど、まあ年に1度ないしは2度、特に冬場の静電気の発生する時期に、やはりどうしても中身を使い切って穴をあけるとするのが難しいのと、あともう一点が、どうしても不燃ごみの日に回収を合わせますと、まざってしまうというのがございまして、収集車両の積載部分の火災というのが発生しております。したがって、その事故を防ぐために、どこへスプレー缶、有害ごみを移せばいいかと考えたときに、コンテナ回収をする瓶・缶のところであれば、じんかい車で巻くことがないので、そこのリスクが軽減されるということで今回変更したものでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） まあそういう理由であればということではあるんですけども、逆に集団回収を一応市では進めてるという形がいいのか、まあありますから、集団回収を行っているというところで、まあ結局は私がこの質問通告後に自治会のほうに確認したら、解決できたというようなお話をいただいたんですけども、

やはり私が芝中で集団回収を実施した理由の一つとして、空箱持ってきて、お金かかって、そこに入れたごみを収集、回収してお金がかかる。この二度手間が無駄な予算だと思ひまして、私の住む芝中、700世帯のところ、それがなくなれば、それなりの予算削減になるんじゃないかということでやっております。そのほかの集団回収やっていたらと、お願いしてやってもらったマンション等もありますけれども、そういったところでは、この変更にあたって収集しに行かなくてはいけなくなっていると、そういった状況というのは生まれているのか教えてください。

○環境部副参事（中野哲也君） 今議員のほうからお話がありました、そういった新たに行政回収を開始しなければならぬといった地域ですけれども、今やはり集団回収の中で、こういった有害もあわせて回収ができるような地域の取り組みや、また有害物の拠点回収、そういったものを取り組んでいただくということで、現状新たに行政回収を導入するというようなことにはなっていないというところでございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

もちろんこれはごみ削減イコールごみ収集費用を削減しようというところにつながりますので、そういう意味ではせっかく集団回収をやられてるところがあつて、ごみの削減を、ごみの費用の削減もやっという中で、この1個だけのために収集しに行かなければいけないという状況が出るのは本末転倒だと思いますので、うちのほうではいろいろなやり方でごみ対策課と、あと自治会のほうがお話をして解決したということですから、ほかの地域で同じようなことが起こった場合については、どのような形で回収ができるのか、そういったのは市民の相談に乗っていただいて、解決をしていただきたいということを要望しておきます。

それで、先日、済みません、どなたかの一般質問で、戸別収集と実際のステーション収集、現状のステーション収集または集積所収集に関しての割合を言っていたんですが、ちょっとその点について戸別収集が何%で、集積所またはステーションが何%なのか教えてください。

○環境部副参事（中野哲也君） 今回8月から戸別収集、収集体制の変更ということで、戸別収集に切りかわった割合といたしましては、戸建て住宅の4割の部分が——済みません、東大和市の世帯の全体として4割が戸別収集のほうに切りかわったと。それと6割については、既存の集積所での収集ということになっております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） それでは、昨年この形になる前ですね、ことしだと半々で収集方法は違いますから、金額がちょっと見づらいので、昨年の収集、全ての収集に関する値段と来年度予想される……。これは聞けるのかな、それは難しいか。じゃ今年度でいいです。今年度のものがありましたら教えてください。

○環境部副参事（中野哲也君） 済みません、うちの今年度の予算ベースでということではちょっとお話をさせていただきます。

今回その戸別収集というのが8月から始まりましたけれども、もしこの戸別収集をとらないで、既存の集積所を、既存の収集ということでやった場合に、経費といたしましては4億6,200万円程度の金額といったところなんです。それをまた戸別収集導入したときに、経費がどのぐらい上がったのかということになりますと、5億1,800万円ということで、戸別収集の経費としては12%の増ということでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

そうすると、半年、ちょっと半年強か——になりますから、1年で換算すると大体20%ぐらいアップした

のかなという見方でいいのかなというふうに考えるんですけども、昨年の例えば収集に対する一軒家のステーションでの収集に対する1世帯単価と、あと集合住宅の収集に関する1世帯の単価というものがわかりましたら、それも教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど副参事のほうから御説明申し上げました金額につきましては、26年度の予算ベースをもとに、従前の4月から7月分までの従前の形態をとったものを、1年間実施をしたというふうな試算をした場合に4億6,200万円ほどになるということとともに、8月以降、戸別収集を実施してるわけでございますが、この部分を1年間実施したというふうな試算をいたしますと5億1,800万円強というふうなことになるということ、双方それぞれ1年ベースで考えておりますので、まあそれぞれの伸び率として12%ほど伸びているというふうに御理解をいただければと思います。細かい数字につきましては、副参事のほうから答弁をさせていただきます。

○環境部副参事（中野哲也君） 先ほどの一般世帯と戸別世帯と集合住宅の単価ということでございますが、該当する部分だけをピックアップさせていただいて御紹介させていただければ、ごみ収集運搬経費としまして、一般世帯で単価540円ということで、税抜きで500円ということなんで、今回8%ということでございますので、その税の増減ありますけれども、集合住宅につきましては、440円ということで、昨年ですと5%、ことしですと8%ということで消費税がかかってくるということになります。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） そうすると、こっちの5億1,800万円と、今後の戸別収集というふうにした場合についての単価というのはどうなんでしょう。今お答えいただいたのは4億6,200万円、これはちょっといろいろな形の計算で1年とした場合の戸別収集をしてないときのものですから、それに対する単価が1戸建てで540円で、集合住宅で440円だということですけども、戸別収集を行った場合での単価というのは幾らになるのでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 今回から8月の戸別収集導入に当たりまして、今までの単価契約から総価契約という形での契約の形態を変更しているところでございます。したがって、具体的な単価ということをお示しすることがなかなか難しいというところがございますが、今回この戸別収集を導入するに当たりまして、12%の経費が上がっているということを考えますと、集合住宅につきましては今までと同じような件数ということになります。一般世帯についてはその12%の部分を単価に掛けていただいた金額が、伸び率というふうに考えられると思います。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時41分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境部副参事（中野哲也君） 先ほどの単価の関係でございますが、今回収集体制変更になったところで、単価の動きのことをお話ありましたが、基本的にはこの経費、単価につきましては据え置きという形になっておりまして、金額等も昨年と同じ金額というふうになっているところでございます。

訂正をさせていただければと思います。

○8番（関野杜成君） 単価が据え置きですか。そうすると1億、1億じゃないか、6,000万円弱のこのふえた理由は、どこから出てきたのか教えてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 単価の話は何度、申しわけございません。基本的な7月までの収集というのが単価契約で、世帯ですとか箇所数という形で算出して委託料を払っていたという状況がございます。ここ数年、この単価につきましては、据え置きの形をとった中で委託契約を結んでるのが現状でございます。したがって、先ほどお話の中で4億6,200万円から5億1,800万円に、平準化した場合に仮定される数字と出る差額につきましては、この8月から実施しております戸別収集に伴う経費増ということで、12%の予算ベースの比較で加算しているという形になっております。

以上です。

○8番（関野杜成君） という、単価が上がったということではないのでしょうか。新しい収集、ないですね。瓶・缶・ペット、紙・布、可燃、容器プラと、多分事前と変わらないんですけども、単価が上がってなくて据え置きの状態で、それが金額が変わる。1年間、まあ平準とした場合ですが、この金額が、しっかりした金額ではないですけども、単純に見れば少しは上がっているわけですから、それに対して単価が据え置きの状態となると、済みませんちょっとわからないんですけども、その点についてももう一度お願いします。

○環境部長（田口茂夫君） 実際に今議員のおっしゃるとおり金額は上がっているということは間違いのないわけでございます。この試算としましては、当然先ほどの答弁でもさしていただいておりますが、戸別収集を実施するに当たって、当然車両台数がふえるですとか、その車両に伴う人件費がふえるとかということの中で試算をさしていただいております。その中での増だというふうに御理解をいただければと。結果的には、それを単価にどう反映するかどうかということの考え方はあるかと思いますが、基本的には単価へのどうということではなくて、そこを試算さしていただいているというふうな御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○8番（関野杜成君） ということは、10年前に契約の内容、戻ったということですかね。私、このごみの契約だったり、ごみについては、議員になってからずっとやらさしていただいているんですけども、以前、契約内容を教えてくださいというなお話をさしてもらったときに、その契約内容の中身が、見積書だったのかな、それは。車両のお金、車両の保険代、軍手代、何々代という形で積算された金額が契約金額になったんです。そのことに対して、私、注意をしました、この議会で。何でこんな契約なんだと。車両を買う、何する、メンテナンスする、そんなのは会社側のやることであって、実際市として戸別に収集する、またはその収集の単価というのは、ほとんどのところを見ても、やはり単価契約なわけですよ。そういった指摘をさしていただきました。そしたら、次の年から単価契約に変わったんですよ、なぜか。そうしたら、今度はまたこれ単価契約から総価契約ですと先ほどお話がありましたけれど、総価契約となると、どういうことなんだろう。一つ一つの事業を総価でやってるのか、いろいろな事業を全て一つで契約してしまったのか。ちょっとその点についてもお伺いしていいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 単価契約から、この8月に総価契約という形で変更しております。議員がおっしゃられるように、私ども過去のような形で総価契約というふうに考えてるわけではございません。ただ現状、戸別収集を導入したことに伴って、1件1件の変動の動きというのをなかなか把握しづらいというのがございます。今まではステーション式、まあ現在もステーションあるわけですが、ステーションにつきましては

私どもが管理しておりますので、集める箇所数、場所等については把握をしてるところであります、なかなか戸別収集となりますと、そこが流動的に動くというふうになっております。したがって、今回の事業の導入に当たりましては、他市状況もいろいろと調べたところがありまして、他市で戸別収集を導入している21団体に照会をしたんですが、やはり現実的に何件戸別収集をするかというのが、なかなか流動的なので、そこでの数の捉え方が非常に難しいという現実がありますので、1市を除く20市、総価契約ということで、年間、行政回収をしなければならない全ての業務を出して幾らかという形の契約方法に変えざるを得ないというところが現状としてございます。したがって、東大和市も年間、月曜日から金曜日、可燃ごみから始まって資源まで集める。そういったことを、全体の1年間の業務を総額でやっていただきたいということで契約をここで変えております。したがって、もととなるのは、先ほど環境部長のほうから話がありましたように、今まで単価契約でやっていたものの数字をベースにしております。したがって、結果として12%予算比較でふえてる部分につきましては、市のほうで現在の8時から収集を円滑に夕方までに終わらせるという業務を平準化するためには、市の考えとしては車両4台を投入する必要があるだろうということで積算した結果、12%増、そのような考えになって現在に至っております。

以上です。

○8番（関野杜成君） そうすると、ごみ収集運搬委託、資源物収集運搬等委託、資源物収集容器配布委託等、いろいろとたしかあったと思うんですけど、この4件でしたっけ、4件あったものが1件になったという考えでよろしいかどうか、お伺いします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 議員のおっしゃるとおり、全ての業務を一本化しております。したがって、得られる市のメリットも一部ございまして、具体的には資源ステーションへ収集容器を配布する。今まで従前は箇所数の単価契約だったんですが、そこについては箇所数がふえたところで金額の変動は1年間伴わないような契約。それと、また毎年暮れ、年末年始ですね、臨時的収集をしております。従前の契約ですと、年末年始の臨時収集につきましては、また別途単価を設けて割り増しという形で契約を結んでおりました。ただそこにつきましても、毎年毎年訪れる年末年始でございますが、最終日をいつまで可燃ごみを集めるか、これなかなか夏ごろにならないと3市間の調整がございまして決まらないというのがあります。ですから、今までは別途予算を組んでいたわけですが、これからは総価契約なので、その部分も含めて年間業務として履行していただく、そのような内容になっております。

以上です。

○8番（関野杜成君） そうすると、私が常々言っていた随契ではなく、何年間随契という形で定期的に競争入札を行ったほうが、ごみ収集の費用に関しては安くなるんじゃないかといったここでの一般質問は、全てほごにされたということになってくるわけですね。検討しますって言ったけど、検討した結果、そうなったということになってくるのかな。これ1件になると、市のほうは必ず言ってるのが、収集をするに当たって市民に迷惑がかからないような、そういった形で行わなきゃいけないから、今まで同じような業者でやってきたというような答弁がありましたけれども、これだけのものが1件になってしまうと、実際のところどうなんだろうということもありますよね。ある意味、入札かけて、そういう事業者が来たとしても、これだけ大きなものが1つぽんとなった場合、どこもできなくなるという可能性も出てくるのかな。逆に考えれば、できなくしてしまえば入札にしなくてもいいという形で私は見てしまうんですが、正直これについては納得はいかない部分でもあります。

それと同時に、車両代、人件費、こういうのも含めて、本来だったら単価として幾らという話になるのかなというふうに思っておりますけど、ちょっとそこの話は別として、今回この契約された金額というところに関しては、戸別収集、全ての集合住宅以外ですね、全ての戸建てに関しての戸別収集の金額というふうに捉えてよろしいのかどうか。その点についてお伺いします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 総価契約で現在実施しておりますので、戸別収集の世帯数がふえる、そんなことがございまして、著しい変化がなければ契約変更というのは行わずに、このまま履行するという形になります。

以上です。

○8番（関野杜成君） 著しい変化があると変わるということですか。まあ基本的には変わらないという話で話をさしてもらって、今4割しか戸別収集、結局やってないわけですよ。そのほかは、6割は集積所だったり、そういったところでの収集、今まで同様のごみの出し方というふうになるんですけども、正直4割程度の戸別収集に対して10割分の費用を渡してるといふことになるのであれば、今後ふえたときは金額は上がらないのかなというふうにしか私は見えないんですが、その点について、まあ今後のことですけども、どのようなお考えなのかお聞かせください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 基本的には、議員のおっしゃるとおり変わらないということになります。ただ、私が先ほど著しいと言ったのは、よっぽど社会状況の中での変化等があった場合も想定してのことになりますので、現状考えますと東大和市の場合は、世帯の内訳で見ますと、国税調査ベースでいきますと4割が戸建て住宅で、残りの6割は集合住宅等ということになっておりますので、こういった内訳が著しく変わることはないと思われまして、そういった点では基本的には現状のままの契約で進んでいく、そういうことになります。

以上です。

○8番（関野杜成君） わかりました。

まあ内容によってはどうか、契約内容の部分になっちゃうからあれですけど、本来であればやった部分をお金を払うという形の契約にすればよかったのかなというふうに思っております。実際のところ10割で契約という形になってますから、その部分に関しては今後、検討されても予算に一度この形で出していますから、実際下げられるのかどうかということもありますが、ちょっとそこら辺は考えてほしいなというふうに要望をしておきます。

それと、先ほどの話に戻りますが、やはり戸別収集に変わったから、その実際のごみというものが、市民に影響のないように収集されなければいけないということに関しても、多分市役所はそのような答弁だと思うんですけども、今回そういったものが時間の問題、いろいろとあった上で、収集されてない箇所、または出し忘れてしまったというんですかね、時間の関係で。そういった場所があったというようなお話も聞いてるんですけども、その点についてはごみ対のほうには何か連絡が入ったり、どのような対応をしたとか、そういうものはあるんでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） 8月からの戸別収集で、収集時間は今までと同じように8時までにごみを出してくださいという御案内をしてるんですけども、今回その収集車両など、またルートも変更したことによりまして、今までの時間よりちょっとずれた形で収集をしている地域もあるということで、市のほうにも収集されなかったとか、もう車が行ってしまったとかいうことでのお問い合わせは来てるところでございます。そういった部分につきましては、今の収集業者のほうにもう一度、その収集をお願いするなどしながら、市民の皆

様の御迷惑にならないような形で対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 随契でやってる業者が、まあ戸別収集になったから、時間の問題でなのか、それ以外の問題なのかわかりませんが、市民に迷惑かけたわけです。そういうところからすると、従前からずっと市が言っていた理由に、私は当てはまらなくなってくるのかなと。そういう意味では、来年度、再来年度、それなり、まあ今回、車両買ってやっていますから、二、三年の猶予はあるのかなと思いますけれど、もう一度、一括にせずに、一つ一つのものにしてって私はやるべきかなというふうに提言をしておきます。これについては、まだまだ1年、2年と時間がありますので、どのような形が一番ベストなのか、収集業者のベストではありません。市民が生活してごみを出すためのベストです。その部分に関して、検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 戸別収集につきましては、この8月から始まりまして、約1カ月ちょっとというところで実施をしております。我々と担当部といたしましては、小さいところのいろいろな御意見はいただいておりますが、大きな点に関しましてはスムーズな導入が図られてきているかなというふうには感じておりますが、今後、10月から実際に有料化ということも始まってきますので、その中でどういう問題点が出てきて、それをどう対処するかというところは、内部でもきちっと議論をしていながら、市民の排出された廃棄物につきまして適正な処理が、運搬処理等ができるように努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） わかりました。

この総価契約ありきでの考えではなく、実際この戸別収集をしたことによって、どのような影響が出たのか、どのような問題が起きたのか、それをしっかりと見ていただいた上で、どういった形がこのごみ収集予算を削減する方法なのか、その点も踏まえていろいろな議論をしていただければなというふうに思っております。もちろん、その議論の結果、こうなったということであれば構いませんけれども、そのときの議論の内容、細かく質問させていただきまますので、よろしく願いをいたします。

あと地域説明会についてなんですけれども、まあ100回ほど行ったということで、うちの地域でも2回、3回とお願いをしたところなんですけど、実際有料化になって、またごみを出すときに、またそこでわからないと。もちろんコールセンターも12月まででしたっけ、やってるということですから、変わったときにも電話があるんじゃないかということで対応してると思うんですが、ある意味、その有料化が始まった後でも、地域説明会、そういったものは行っていくのかどうか、または行っていくのであれば、どのように地域の方に周知していくのか、その点についてお伺いします。

○環境部副参事（中野哲也君） 今回10月から有料化が始まるということで、また改めて市のほうでも地域に出向きまして御説明をさせていただくということで、地域説明会などを開催していくことを考えております。また課題、8月の試行を開始しまして、いろいろ排出の部分での課題等がありますので、これは市報や、またそういったもの、いろんな媒介を使いまして今までの8月の試行で課題となったものというものを伝えていく、そういったことはやっていきたいというふうに思っております。またそういったものも、10月からの有料化の説明会において、8月からの収集体制変更になったところで、こういったことが今お気をつけくださいということも、御案内をさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

ごみの収集と契約等については、るるお話をさしていただきましたが、答弁のとおり検討していただいて、よいものにしていただければなど。なおかつ、予算も削減できるような方法を検討していただければなど要望をしておきます。

次に、3番目、契約についてです。

この件については、3月、6月とずっとやってきております。まあ3月からですから、ある意味もう6カ月たつてるところですが、実際この——済みません、1番じゃなく2番から行かしていただきます。

本店が指名停止の業者への対応、または落札したにもかかわらず辞退をした業者への対応について、再度細かく、詳しく教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） 2番目の問題でございますが、本店が指名停止になつて業者、それからその後業者指名しなかった、失礼いたしました——件につきましては、それぞれの業者について、呼び出しをしてお話をしたという経過がありますが、結果として現状の、今私どものほうで指名停止のための停止基準というのを設けてございますが、そちらにはどちらも該当しないということがありましたので、今現在その指名停止の基準を変更するという事で調整を行っておりますが、現時点の2社については特段の処分等はしてございません。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 指名停止措置基準でしたっけ。今まで、今回変えるということですけども、それが変わる前、いつが変わった時期ですか。どのくらいさわってなかったのか。

○総務部長（北田和雄君） 現在の基準ですが、前に東大和市指名停止基準というのが昭和53年に廃止されて、今の基準の指名競争入札参加資格者指名停止措置基準というのが、平成8年4月から施行されています。それ以降、特に変更を加えた内容はございません。

○8番（関野杜成君） この機会に、どういったことが起こるのか、どういった問題になるのかも検討した上で、この措置基準というのを見直していただきたいというふうに思っています。本来だったら、他市だったら大変なことですよ。これが入つてるところが、これが入っていないことが、逆に言えば当市大変ですよ。指名停止でも呼んじやうよ、入札しても辞退してもいいよ、そんなばかげたことないですよ。

最近テレビでも、航空メーカーが、実際キャンセルしたら損害賠償を掛けられてます。同じですよ。市民のために委託業務を出して管理をしてもらつてるわけですよ。その仕事を皆さん方がやって、3月でしたっけ、入札をして4月に契約をするわけですよ。それをもう一度、この業者のせいで同じことを、指名選定委員会を入れて、入札をして契約をする。この仕事をもう一度、職員の方がやらされてるわけですよ。ある意味、損害賠償ですよ、これ。そこら辺、全く何も考えず、今まで契約してきたのかなというふうに、ちょっと私は思っちゃうんですけども、今後これについてどのような対応を考えてるか、もう一度お聞かせください。

○総務部長（北田和雄君） 当初契約で契約をして、その後、契約破棄をするという業者というのが、今までそういう事例がなかったことがありまして、指名停止措置基準の見直しということが、検討筋には上つてこなかったということはあるかと思えます。ただ、今回こういった事実が起きたので、これに対してはやはりちゃんと対応できるような見直しが必要だというふうに考えてます。

東京都の例を挙げますと、指名停止基準の中に不誠実な行為という項目があるんですね。こういったものは、

当然正当な理由がなくして契約を一方的に破棄したというような場合は、これに該当して指名停止になってくるといふ流れになっています。ですから、その東京都の基準なども参考にしながら、市のほうもそういった今回のような事例にも対応できるように、措置基準の改正をしたいというふうには考えてます。

以上です。

○8番（関野杜成君） わかりました。部長からの答弁ですから、それを信じて、どのようになるか見させていただきます。

それと、実際のところ、まあいいや、そしたら、1番に戻ります。

3月、6月のときに支店登録に関してもお話をさせていただきました。6月のときには、この支店登録、写真撮って張っていただいたらどうだというような、立川の方法ですけれども、お話をさせていただきました。これについては、そのときも述べましたが、ただ従業員の方のおうちにあるという支店では、ある意味、市には何のお金も落ちません。そういう意味では、支店を借りなければいけない、事業所としてというふうになると、ある意味、不動産を借りなければいけないわけですから、そうするとその分、やはり金額、お金というのは地元の方たちに落ちます。そういうものも踏まえた上で、これに関しては早急に行ってほしいなと思っております。次の3月、入札等あると思いますけれど、それまでにこの支店登録、再度行ってほしいなというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○総務管財課長（東 栄一君） 今、市長答弁では、更新時の適切な時期を捉えて導入するというお話しさせていただきました。現在当市での指名参加登録の更新の時期というのは、資料として大きく2種類ございます。1つがインターネットで電子により申請登録する方法と、それから紙の書類によりまして申請登録をする方法でございます。インターネットによる場合につきましては、東京電子自治体共同運営サービスの電子調達サービスを利用することで申請を随時行うことができますが、決算時期の後ということになっておりますので、事業者ごとにばらつきがあります。それから紙による登録につきましては、一括して最初は行います。これについては、2年間の登録期間で、現在25年、26年分ですので、次回が平成27年、28年の2カ年分の登録ということになりまして、こちらについては現時点でことしの12月ぐらいの申請を受け付けることで現在調整をしているところでございます。この際に、周知をして一定の時期までに追加事項の報告をしてもらうということで、現在は対応していくよう考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 紙について、ことしの10月ということによろしいですか。ことしの11月。（東 栄一総務管財課長「12月に申請を受けます」と呼ぶ）ことしの11月ですね。

○総務管財課長（東 栄一君） 失礼しました。

申請はことしの12月に受け付けをする予定でございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） であれば、そちらについては決定さえすれば、早急にできるかなというふうに思っておりますし、電子申請のでも、たしか市として追加書類という形で送ってくださいという記述をすれば、送ってもらえるはずですよ。同じように、そういった形でやっていただければと思うんですが、まずはそれを実施するのかわからないのか、届けの中に入れるのか入れないのか、そこについて早急にやってほしいですし、今せっかく課長からもあったように、ことしの12月、そういったものがあるということですから、きょう、今9月9日ですので、10月、11月頭ぐらいまでにはやるかやらないか決められるんじゃないかなと思います。それをやるこ

とによって、先ほども言ったように地域にお金落ちるようになりますし、地域を知ってると言っている業者でも、もしかしたら従業員の家に電話だけを置いてる。そういったところは、地域なんかわかりませんから。そういったものも踏まえて実施をしていただきたいなと再度お聞きしますが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 前回もお答えしましたとおり、市内にちゃんと支店の場合は営業所を構えてるといふ業者であるかどうかという確認をする書類を、今度は求めていくということは、そういう方向で進めるという考えでおります。

以上です。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

最低価格に関しては、市長の答弁いただきましたので、今後も同じように、まずは一般競争の工事に対してということですから、それから行いながら、ほかのものにも、これは最低価格を入れるべきかなという検討をしっかりとさせていただいて、今後、入れるもの、入れないものを判断していただければなというふうに思っております。

済みません、もう一度、2番に戻ります。

先ほど部長のほうからお話があった不誠実というのが、実際どの部分に当たるのか。部長がお話した、勝手に契約破棄するとか、契約したけど仕事場所に来ないとか、そういったところまでなのかなというふうに思うんですけど、その前に前回の質問でも、仕様書自体が読めなくて単価が合わなかったというふうなお話、答弁がありましたけれども、その仕様書が読めないというのは、まあそのときの答弁もちょっと微妙な答弁だったんですが、仕様書を書く市側の問題云々というふうなお話もされてたんですね。例えば、その仕様書の中身に書く事項、いろいろ法的なものだったり、いろんなのがあると思いますけれど、そういったものを例えば書くのを忘れて仕様書を業者に渡し、入札を行い、契約をしたとかになって、後々何か起こったときというのは、これは業者の責任になるんでしょうか、それとも市の責任になるんでしょうか。市になった場合は、どの方の責任になるのか、この点、教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 当初に契約して途中で辞退をしてしまった業者の仕様書の件ですけども、仕様書に間違いがあったわけではなくて、間違いやすい表現であったと。よく読めば間違いはないんです。ただ、しっかり読まないで違うとり方をしちゃう、ちょっと誤解を生む表現が一部あったということで、業者のほうで積算が少し違ってたということですね。今回に関しては仕様書に特に問題があったというわけではありません。漏れがあったとか、そういうことじゃなくて、表現がよりの確じゃなかったという問題はあるかもしれませんが、間違いはございませんでした。

それから今お話をした仕様書に瑕疵があった場合、これはその内容によるんで、一概に仕様書に瑕疵があったからといって市に責任があるとか、業者の責任だとかというのは、なかなかその個別の事案で判断しないと難しいかなというふうには思っています。

以上です。

○8番（関野杜成君） その場合は担当課、個別ですから、何が何言ってるのかわかりませんが、実際にあったわけでもありませんから。ただお話の中で出てきたんで、ちょっとお伺いしようと思っておりますが、その場合は担当課になるのか、それとも契約になるのか、そこら辺はどうなんだろう。わかる範囲で教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 仮定の話になっちゃうんで、余りちょっとはっきり答えにくいところがあるんです

けども、担当課のほうから契約依頼が来ます。そのとき仕様書も来ますので、契約のほうではそれを受けて、契約、入札行為に入っていくんですが、当然所管課は一義的に作成しますから、その仕様書に責任はあります。契約のほうでも、一応入札をかけますのでね、仕様書に関して一応一通りのチェックはかけますので、二重チェックということで一応対応はしております。ですから、市の部署ごとの責任というふうにいえば、一義的責任は所管課にあるかと思いますが、契約のほうもそのチェックを漏らしてしまったという意味では責任はないというわけにはいかないというふうには考えてます。ただいざれにしましても、これは課の問題というよりは市の問題ですので、もし市に瑕疵があれば市の責任というふうにはなります。

以上です。

○8番（関野杜成君） わかりました。正直、間違いやすい表現だったからというところに関しては、本来だったらわかりづらければ電話して聞くのが業者の仕事なのかなと思っております。そういう意味では、ちょっと私も仕様書を見てないんでわからないんですけども、市のほうがもうちょっと表現をよくしようとか、そういったことよりも、そういうことがちゃんと読み込めて、わからなければ連絡してくるような業者を入札に呼ぶほうが、私はいいのではないかなというふうには思っております。まあその点に関して、指名選定委員会のほうでどのような形で今後やっていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○総務部長（北田和雄君） 業者の指名に関してですけども、基本的な考え方は市内業者優先ということで指名を考えております。その次が、市内業者でできるものは市内業者優先で指名しますし、市内業者だけでは数が足りないとか、市内業者に該当がないとかいうような場合は、市外の業者での過去の実績等、そういったもので判断をしておりますので、それなりの実績を持つてる人たちが指名をしておりますので、それなりの仕様書の判断力もあるというふうには認識はしております。

以上です。

○8番（関野杜成君） 了解しました。まあ正直、措置基準の中にあるのかなと思ったら、ないということですから、実際その措置ができないということですけども、やはりこういう業者だということは念頭に置いて、来年度そういったものを、やはり決めていかなければいけないのかなということを私は思いますので、その点については来年度、実際どうなったか、また確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次、情報収集の強化、対策について。これは前に聞いたときも、同じように、やはりできる限りということですが、よくこの契約云々とは別の話で、隣接してる市だったりの課長さん同士というんですかね、そういった集まり等があると思うんですけども、逆に言えば契約同士が集まってお話するような、契約課長ですかね、そういったのがないのか。もしあるのであれば、逆にそういったところでいろんな市町村のそういう状況、情報収集というのもできるのかなというふうには思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○総務管財課長（東 栄一君） 現在契約担当課長会並びに契約担当の会というのが年に数回開かれておまして、種々その情報交換等をしてございますが、個別の業者の案件については余り触れてることがございません。またその時期も、契約時期がばらばらですので、その対応ができてございませんので、今後そのあたりのことも調整できるかどうかについて、その担当課長会等で話をしてみたいと思います。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 個別に情報をもらうよりも、その一覧で、指名停止なら指名停止の一覧になってますし、それ以外のものだったらそれ以外になってますから、そういう意味では一覧で情報のやりとり、東大和はこういうのがありました、他市はこういうのがありましたっていうような形で、もしできるならしたほうが、せつ

かく顔と顔を合わせてますから、そういう情報収集も一つだと思いますし、以前に言ったホームページ等で市のほうも確認をしてみるというのも一つだと思います。そういったことで、まずは情報収集強化、お願いをいたします。

今後の予定に関しては、24年、電子入札を行うということですが、これに関しては先ほど支店登録の部分でもお話ししましたが、市として電子入札の一般的なもの以外、必要なものについては、必ず出している、例えば支店登録に関しては一般的なものじゃないですから、そういうものをどんどん出して、市独自のしっかりとした競争入札を行うような形をとっていただければなと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○総務管財課長（東 栄一君） 今お話のありますとおり、紙による入札参加申請を行って市内業者につきましては、電子入札を行うことはできないということになっているので、今のところ基本的には、こうした業者さんを入札から排除しないようなことにならないように、紙申請、登録されている市内業者を選定するしない、問題についてのみ、今のところ実施していく予定でございますが、そういう方向で適切に進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 市内業者、1年間、いつでも東大和市に本店があれば、住所があれば登録もできます。そういう意味では、他市から来る業者に関してのそういう部分をしっかりとやっていただきたいというふうな要望をしておきます。

今回の質問に関しては、戦争体験だったり、ごみだったり、契約だったり、ある意味、今後のものだったり、これからの市民の生活というところになりますので、こら辺で一般質問は終わらせていただきますが、しっかりともう一度見直しを行っていただいて、いい行政としての仕事をしていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[9 番 中村庄一郎君 登壇]

○9番（中村庄一郎君） 議席番号9番、自由民主党・みんなの党、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まちづくりであります。このまちづくりについては、もう既に過去の議会にも出てますね、何回か一般質問さしていただいております。

まず①番といたしまして、都市基盤整備と観光事業についてであります。

アといたしまして、新青梅街道拡幅の現状と今後の課題。

イといたしまして、モノレールの延伸について。

ウといたしまして、警視庁東大和庁舎、仮称ですね、こちらの新築について。

エといたしまして、2020年東京オリンピック競技大会に向けて。

aといたしまして、競技大会に向けて誰もが身近にスポーツを楽しめる環境づくりについて。

bといたしまして、観光、国際交流を図るための考えは。

②といたしまして、今後の高齢化の進展に伴う介護老人施設整備について。

③といたしまして、向原地区プロジェクトの現状と今後の課題についてでございます。

以上、再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

[9 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新青梅街道拡幅の現状と今後の課題についてであります。東京都は当市の上北台から瑞穂町の箱根ヶ崎までの区間、約6.7キロメートルについて、平成17年3月、道路の幅員を18メートルから30メートルに拡幅するとし、計画変更を行っております。このうち上北台から武蔵村山市神明4丁目までの1.1キロメートル及び瑞穂町の1.4キロメートルが現在事業中となっております。また平成26年中には、武蔵村山市内の1.5キロメートルの区間の事業認可を取得する予定と聞いております。今後は事業の円滑な進捗を図るため、沿線の2市1町が連携を強めていくことが必要と考えております。

次に、モノレールの延伸についてであります。東京都は都内の鉄道、バス、空路などを含めた全体的な政策を検討するため、東京の総合的な交通政策のあり方検討会を設置し、これまでに2回、検討会が開催されたところであり、今後開催され、平成26年度内に取りまとめが行われる予定となっておりますことから、この検討会の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）警視庁東大和庁舎の新築についてであります。警視庁は桜が丘3丁目地内に災害活動教養総合訓練施設の新築工事を予定しております。これは警察犬の訓練を主な目的とする施設で、平成28年2月の完成を目途に準備が進められているところであります。

次に、2020年東京オリンピック競技大会に向けて、誰もが身近にスポーツを楽しむ環境づくりについてであります。平成26年は1964年の東京オリンピック・パラリンピックから50年の節目の年に当たります。東京都では、50周年を記念するとともに、2020年大会に向けて全般的に機運醸成を推進していく目的から、記念グッズの配布等を予定しております。また平成26年7月には、第1回（仮称）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会都区市町村連絡協議会が開催されたところであり、東京都においても、2020年大会に向けた対応は始まったばかりですので、今後は東京都の動向を注視しながら、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

次に、観光、国際交流を図るための考えについてであります。2020年、東京オリンピックの対応言語の考え方として、日本語と英語及び視覚記号のピクトグラムによる対応を基本とした多言語対応の基本方針が出されております。東京都においては、外国語を学ぶ機会や語学ボランティアの育成についても、オリンピックの環境整備の一つとして捉えているため、今後、市民が外国人に対するおもてなしに取り組み、観光及び国際交流を積極的に図ることができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、高齢化の進展に伴う介護老人施設整備についてであります。当市の高齢化率は平成26年8月1日現在24.3%で、65歳以上の方が2万899人となり、約4人に1人が高齢者という状況となっております。今後のさらなる高齢化の進展に伴い、高齢者の福祉保健施設も種類に応じて、さらに必要性が高まってくると考えております。

次に、向原地区プロジェクトの現状と今後の課題についてであります。東京都は平成24年11月に都営向原団地建て替え事業により創出された用地における東大和市向原地区プロジェクトの事業者決定手続の取りやめを発表しました。これは事業予定者として選定した企業グループに、国土交通省に建築基準法違反を指摘され

た企業が複数含まれていたため、一連の問題の整理が終わった段階で、再度、本プロジェクトを進める考えも同時に示されております。東京都都市整備局によりますと、現時点でこの状況に変わらないとのことであります。市といたしましては、事業者の再募集が円滑に行われることに期待しておりますが、本プロジェクトの準備段階から5年以上が経過しており、都政を取り巻く環境も変化していることから、今後の進展に注視しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、再質問に移らさせていただきます。

まず初めに、まちの活性化を進めるためには、都市基盤整備と、それを踏まえた観光事業の展開ということが、まず大切だというふうに考えております。そこで、まず都市基盤整備という観点から、新青梅街道の拡幅について伺いたいと思っております。

市長答弁にもありましたが、この事業の概要と現在事業中の区間を改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東京都は、当市、上北台から瑞穂町の箱根ヶ崎方面まで、約6.7キロの区間を5つの工区に分けて整備を進めております。現在そのうち2つの区間を整備中でありまして、1つはこの区間のうちの一番東に当たる第1工区にありますが、上北台から武蔵村山市神明4丁目までの1.1キロ、もう一つは、この区間の一番西の工区になります。第5工区になりますけれども、瑞穂町の1.4キロであります。したがって、全体6.7キロメートルのうちの2.5キロが事業中ということでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 上北台から神明4丁目の区間は、平成23年12月に事業に着手し、平成25年度末の買収率は約14%のことです。また瑞穂町の区間は、平成24年7月に事業に着手し、平成25年度末の買収率は約4%のことです。そういうことで、済みませんでした。5つに分けた区間ですね。ごめんなさい、ちょっと。

5つに分けた区間があったわけですね、今の答弁です。そのうちの2つの区間が事業中とのことでした。また新青梅街道を通ると、買収地が散見されているのが、いつから事業に着手しているのか、また事業中区間の買収の状況はどういうふうになっているかということをお聞きしたいのですが、いかがなものでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 買収率の関係でございますけど、上北台、それから神明4丁目までの区間ですね、こちら1.1キロになりますけれど、25年度末の買収率が14%、それから瑞穂町の区間、こちら1.4キロになりますけど、こちらのほうは25年度末買収率が4%ということになります。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

そうしますと、上北台から神明4丁目までの1.1キロについて、2年間で買収率が14%ということは、単純

計算ですけれども、この区間だけであと12年程度の期間を要するということになりますよね。そうすると、市長答弁では、武蔵村山市内の1.5キロの区間が、近々着手しようということだそうですが、それでも2区間が未着手ということを考えますと、買収完了まで相当の時間がかかるというふうに思うわけです。それで6.7キロという長い路線の整備なので、相当の期間を要することはやむを得ないと思いますけれども、もう少し事業のペースを速めてほしいというふうに思うわけです。都も一生懸命やっているといるように思いますが、都へ何らかの形で伝えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま事業区間を5工区に分けてるということで説明させていただきましたけれども、東京都のほうはこの長い区間を端から進めていったんではなかなか進まないということで、今、中村議員から御指摘のように、少しでも事業進捗を図りたいということで5工区に分け、一番端、それぞれ端から手をつけ、先ほど中村議員から御指摘がありました武蔵村山のところというのが第3工区でちょうど真ん中あたりなんです。幾つものように口をあけることによって、進捗を図りたいというふうに考えていろいろ計画してるというところで、事業買収がなかなか進んでいないのは、まだ着手間もないというようなことで、今後進めていくと思います。

この路線につきましては、都市計画道路の整備方針におきまして第三次事業化計画の優先整備路線でもありますので、予算要望等の機会を捉えまして、要請をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 新青梅街道の幅員の拡幅は、まあいろいろな見方があると思うんですけども、次のモノレールの延伸につながると考えられると思うんですね。そして先日、建設業界誌ですね、建設業界誌において、記事をちょっと見つけました。都が実は横田基地軍民共用に向けた検討調査を行うという記事が掲載されておりました。その中で、施設に対する将来的なアクセス案も取りまとめるというふうにしてしているようであります。この件については舛添知事も議会答弁で、オリンピック・パラリンピック開催により、観光客増加が見込まれるなどの理由から、軍民共用化の重要性を強調しているとのこととあります。市は何か、このことについて情報をつかんでいるか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 本年7月に、東京都の組織改正が行われました。これまで知事本局で所管しておりました横田基地共用化の事務が都市整備局に引き継がれましたので、担当部署に問い合わせましたところ、軍民共用化を進めるための資料といたしまして、毎年度、基礎的な調査を実施しているとのこととございました。ただいま中村議員から御紹介いただきました調査も、その調査の一環ということで回答を得ております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、今回の調査の中でモノレールのことも調査をするのでしょうか、どうでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市整備局によりますと、共用化について内容が定まっていない中で、個別事項を具体的に調査することは難しいということでございまして、モノレールの検討にまでは至らないとのこととでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、調査の結果は公開しているのかどうか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 過去から続いている調査も、現在も公開されていないということなんですが、共用化を実現するためには、今後、日米交渉が必要だということとございます。そういったことから公開して

いないということでありました。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

これはあくまで新聞の情報であり、過去の経緯を見ると、大変センシティブな話題ではありますが、民間航空利用の早期実現を図る必要性、また日米協議の推進に資する基礎資料の作成の目的であるというふうを考えられます。

それでは、モノレールの延伸についてお伺いをいたします。

モノレールの延伸は、前回の議会でも取り上げさせていただきました。その中で、都は東京の総合的な交通政策のあり方検討会を設置しているということでしたけれども、これまでに何回開催されているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） これまでに、今年度、2回、5月30日と8月26日、2回ほど開催されております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） それでは、どのような議論がなされているのか。また、いつまでに結論を出すのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都のホームページによりますと、第1回目は東京の交通に関する現状や問題を整理し、目指すべき方向性などの論点整理を行ったとのことでございます。論点整理といたしましては、利用者の視点、それから都市づくりとの連携、2020年オリンピック大会を目指してという3つの方向性が示されております。

第2回でございますけど、こちらにつきましては目指すべき将来像について議論し、国際競争力、快適、環境の3つの項目を切り口とした整理を行うこととしております。その上で、鉄道ネットワークの充実につきましては、国の交通政策審議会答申に位置づけられた路線等を含めた鉄道ネットワークのあり方の検討を進めるとしております。また今後の進め方でありまして、今年度を目途に東京の総合的な交通政策として取りまとめるものとしております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ただいまの今の議論ですね。その中では、2020年のオリンピック・パラリンピック大会を目視してという意味では、横田基地の軍民共用化の都知事の考えと、モノレールの交通政策あり方検討委員会の方向性が一致するわけですね。そうしたときに、オリンピック・パラリンピック大会も、横田基地軍民共用化も、交通インフラ整備を必要とする。このことから、新青梅街道の拡幅との関連性も考えさせることであるというふうには思うわけですね。

それでは、次に移ります。

警視庁東大和庁舎新築であります。先日、やっぱりこれも業界誌でございますが——にあります警視庁東大和庁舎新築という記事が載ってございました。市長答弁によりますと、警察犬の訓練施設ということでありまして、その規模や概要を教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） そちらの施設につきましては、桜が丘3丁目地内の西武拝島線沿いに、敷地面積が約9,300平米、それから建築面積が約2,200平米で計画されておまして、工期のほうが平成28年2月までと聞いております。

以上です。

○9番(中村庄一郎君) 警察犬の訓練ということで、かなり広い用地でありますけれども、建物のほうはどういうふうなものか教えていただきたいと思います。

○都市計画課長(神山 尚君) 主な建物でございますけれども、管理事務棟、それから犬舎棟、それから模擬棟、自転車駐車場棟などを建設するとされております。

以上です。

○9番(中村庄一郎君) それでは、管理事務棟と犬舎棟の規模はどれぐらいでしょうか、教えてください。

○都市計画課長(神山 尚君) 管理事務棟でありますけれども、こちらのほうは敷地面積が約1,600平米で、延べ床面積のほうは約2,480平米ということです。それから犬舎棟でございますか、こちらはひさしを含んだ部分でありますけど、敷地面積が約400平米、延べ床面積は約330平米とのことでございます。

以上です。

○9番(中村庄一郎君) 警察犬の訓練施設ということで、敷地も広くなかなか珍しい施設であると思います。

それでは、公安上の施設という性格上、難しいと思いますけれども、施設見学などの地域貢献についても、今後の折を見て確認をしてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 機会を捉えてお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○9番(中村庄一郎君) 実はこの問題については、国有地ということでありまして、既に何回の議会の中でも他の議員もいろいろ質問の中に入ってまいりました。今回の議会の中でも、だんだんだんだん国有地が狭くなってくるんじゃないかというふうな、議員の一般質問の中にもございました。私もそのとおりであるというふうに思っているわけなんです。

再三この一般質問でも、公共用地については、これからどんな検討をということで、市長さんのほうも一生懸命これからそういうことで検討を考えていきたいということですが、なかなか次から次へとそういう建物が建ってる。できればそういうものを少しぐらい阻止するような感じですね、というのは例えばかわりに何かを借りておくとかですね、そういうようなことも一応は押さえておくみたいなのができるのかかなというふうに思うわけですね。それにはまた、今度この次、オリンピックの問題でもちょっといろいろお話しさしていただきますけれども、そこでまた改めてお話をさしていただきたいというふうに思いますけど、何かの施設ですとか、ましてやそちらのほうの関係でいい機会ではあるのかなというふうに思うわけでありませう。ぜひそちらのほうも、ひとつ早急に手を打っていただければというふうに思います。

それでは、次に2020年東京オリンピック競技大会に向けて、競技大会に向けての誰もが身近にスポーツを楽しめる環境づくりについてであります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都の対応が7月に始まったばかりであります。現在は1964年の東京オリンピック・パラリンピック50周年記念グッズの配布に関連させる中で、機運醸成を図っている状態で、行政レベルでは、これから具体的な動きが始まってくるのだという状況はよくわかりました。

ただ大会は6年後に迫っているわけでありまして、例えば選手の育成などには何年も時間がかかるわけですから、競技者の底辺を広げていく活動や競技者の育成など、こうした点からの取り組みはないのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○社会教育課長(村上敏彰君) 競技者の底辺を広げる活動、あるいは競技者の育成の取り組みでございますが、

現在東京都体育協会を通じまして、53の区市町村の体育協会ではジュニア育成の取り組みが行われてございます。これまでも昨年度、54年ぶりに行われました東京多摩国体に向けまして、平成18年から25年までの8年間にわたりまして、ジュニア育成の事業が進められたわけでございますが、今年度からはオリンピック・パラリンピックという新たな目標に向けての事業がスタートいたしました。当市では、サッカー、ソフトテニス、空手道、テニス、バドミントン、卓球、スキーの7団体が、主に小学校、中学校、高校生を対象にこの事業に取り組んでおり、教育委員会としても支援をしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

競技者育成に向けて、取り組みはよくわかりました。恐らく来年度以降になるでしょうが、国体のときもそうでした。各市区町村で機運醸成、あるいは競技大会の実施、選手との交流事業など、さまざまな事業が進められていることと思います。国体と規模が違い、オリンピック・パラリンピックは国レベルの大会ですので、当市単独で事業を進めることは難しいというふうに認識はしております。

そこで、例えば近隣の自治体で選考指定連絡会などの名称で、事業の受け皿を設置しておくということはどうでしょうか。こうすることで、国や都から具体的なメニューが示された時点で、例えば合同でオリンピック種目のサッカーやバドミントン大会を実施するとか、素早い対応が図れるのではないかとというふうに思うわけです。事前の受け皿の設置についてお伺いをしたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） オリンピック・パラリンピックに向けての受け皿をというお尋ねでございますが、具体的にはこれからということで答弁を市長からしていただいたところでございます。国体の開催のときにも、前の年にはプレ大会というのがございました。オリンピック・パラリンピックの開催に当たりまして、同じように機運醸成のためのプレ大会、あるいはイベントなどが実施されるのではないかとというふうに考えております。今後さまざまな展開が予想される中で、中村議員がお話されますように、オリンピック・パラリンピックは国レベルのイベントということですので、なかなか当市単独での事業の実施というのは難しいのかなというふうに思うところもございます。そういうことから、事前に近隣市による連絡会等などをつくって備えていくということは、非常に有効な手段であるというふうに考えてございます。今後機会を捉えまして、近隣市と話をしながら対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） 大会種目を身近で体感できるということが、やっぱりスポーツに親しむ環境づくりの視点から大変有効なことであると思いますので、ぜひ近隣市との連携を強めていただいて、実現していただきたいというふうに思うわけであります。

また連携に関連して、オリンピック・パラリンピックの各市の対応など、具体的な動きがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど市長の答弁にもございましたように、都内の各自治体では1964年の東京オリンピック・パラリンピック50周年事業関連イベントと題しまして、記念グッズを配布する予定であります。具体的には、体育の日の前後に行われる既存のイベントで配布をするところまで、私ども承知をしているところでございますが、当市では9月28日に行われますふれあい市民運動会での配布をする予定でございます。その中で、オリンピック・パラリンピックの周知に努めてまいりたいと考えてございます。

また、さきに市長会の資料の中にもございましたとおり、今年度、2020年のオリンピック・パラリンピック

開催に向けました機運醸成事業に対する助成の概要が示されましたところですので、要綱等、詳細が今後わかりましたら、関係部署と連携をとりながら対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ぜひ、連携というのは大切でございますので、ぜひそういうところでは一生懸命検討していただきたいというふうに思うわけでございます。

続きまして、オリンピック競技大会に向けての観光、国際交流を図るための考えについて伺いをいたします。

東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受けまして、日本や首都圏に国内外の注目が集まり、2020年に向けて多くの観光客やビジネス客、競技関係者などが訪れることが予想されております。この首都圏への国内外からの来訪による効果を、スポーツのみならず、経済や観光、国際交流、文化、教育などさまざまな分野におけるさらなる成長や活性化を図る絶好の機会でもあると考えられます。また本市にとっても、観光を生かしたまちづくりのチャンスと考えられると思います。また民間連携して、おもてなしができる環境がつけられるように、昨年行われました国体事業を参考にしながら、東京都の動向のみではなく、さまざまな取り組みに注視し、具体的な取り組みを検討していただきたいというふうに考えておりますけれども、そこで現在、東大和市が取り組む観光事業の現状について伺いたいと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 現在東大和市が取り組む観光事業の現状でございますが、当市の知名度の向上と観光資源の発掘、創出を図るために、グルメコンテストを代表とするさまざまな観光事業や、多摩湖や狭山丘陵の自然を魅力的な観光資源であると捉えて、来訪を促進するための観光マップの作成や、観光ガイドを育成する講座を開催してございます。また市の魅力再発見の目的といたしまして、市内の洋菓子店等を回遊いたしますスイーツウォーキングでは、新たな参加者がリピーターとなる等、一定の効果を上げているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

多摩湖が今出ましたけど、本市には多摩湖駅伝等もございまして、多摩湖、かなり知名度の高いところでございます。また、実は有志の議員団でつくってる国際交流の会という会が、ドイツの総領事でありました重枝さんを御招待したときに、多摩湖をバスで観覧してまいったときに、非常にすばらしい自然のある町ですねとこの評価をいただきました。やはりそういうドイツの人たちも、ああいう環境とか、ああいう自然というのを見るのが、やっぱりすごく貴重な体験であるんじゃないかなというふうに、重枝さんもそういうお話をしておりました。ぜひそういう意味では、これから考えられる国際交流とかそういう部分では、そういう多摩湖を主体にして考えていただく、そういうことも非常に必要なかなというふうには思うわけであります。ぜひ観光とひとつうまく重ね合わせながら、そういう事業をしていただければ幸いかなというふうに思うわけでございます。

それでは、観光事業の現状はわかりましたけれども、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて具体的に観光をどのように進められるか。観光の視点で実現したいこと、また何か想定できることがあれば伺いたいと思います。

○市民部長（関田守男君） 観光の視点におきまして、実現したいことと、あるいは何か想定してることという御質問でございますけれども、オリンピック・パラリンピック開催に当たりまして、本市がどのようなかわ

りを持つかということが、まだ未定の状況でございます。ただ一方で、観光の面では、現在実施している事業をさらに発展させることが、この活用につながるだろうと、そんなふうに思っております。

1つといたしましては、例えば市内の農業、工業、商業の連携によりまして地産品を、新たな地産品によりまして、新たな特産品などを開発を図ると。そして、市内外にこれを、東大和市の魅力の発信を目指すことが考えられます。そうした中で、例えばグルメキャラクター、うまべえがございますけども、これを活用いたしまして、この日本応援グッズというようなことをつくることも検討ができるのではないかと、そんなふうに思っております。これによりまして、市内外からの関心と集客に結びつけることができるのではないかと、そんなふうに思っております。

また、これは東大和市の産業振興基本計画にもございますけども、この案内板でありますとか、この看板等を設置するというのも一つの考え方であると、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ、グルメキャラクター、今何かゆるキャラのグランプリ2014年にエントリーをしてるということでございますので、ぜひこういうものもうまく使いながらお願いしたいと思えます。

それでは東京オリンピックですね、パラリンピック招致のもたらす経済、観光への波及効果については、官民の幅広い観光関係者による観光振興に向けた意見交換及び情報の共有を図ることが必要というふうに思います。

そこで、今後観光における取り組みの中で、官民連携の推進をどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○市民部長（関田守男君） 官民等の広域連携ということでございますけども、このオリンピック・パラリンピックの招致がもたらす観光への波及効果というのは、これ大変なものがあるというふうに思っております。市民との協働による観光イベント等の開催に加えまして、地域資源を活用して、さらにここに磨きをかけて、ストーリー性ですとか、あるいはテーマ性に富んだ観光ルートの開発等、地域のブランドの構築が重要であると、そんなふうに思っております。こうしたことから、東大和市は商工会や地域の関連団体に加えて、産学官の連携を研究課題の一つであると、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 観光の話をしてまいりましたけれども、実は産業振興基本計画でも、観光を柱に考えているというふうにもかかわらず、市、商工会はなぜ観光課及び観光の窓口をつくらないのか教えていただければと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 産業振興基本計画では、観光を活用して農業、工業、商業の総合的發展を図り、地域経済を活性化することにより東大和のブランド構築を目指してございます。こうしたことから観光課は設置しておりませんが、本年4月より市民部に観光担当副参事を置くとともに、産業振興課に商工観光係長を配置いたしまして、観光事業を推進するところでございます。また商工観光係では、観光関係の窓口といたしまして、観光PRや市民、事業者の方々と観光を通してまちづくりを進めております。商工会につきましては、観光課はございませんが、役員によりまして観光委員会が組織されてございます。観光委員会事業といたしまして、過去に市内の観光マップの作成やフラワーフェスティバル等を実施してございます。本年10月に開催されます3市うまいものフェアに参加が予定されてございます。また商工会では、観光委員会に担当職員を配置し

て事業の支援を行っておりますが、観光の窓口対応は職員が適宜行っているということで聞いてございます。
以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

まあ窓口をつくらないのかと言いましたけど、一応窓口はあるということでございますけれども、できれば観光課というものをしっかりと設置していただいて、やっぱり活動していただいたほうが、事業等々の関係もいろいろさまざまな問題が出てくると思うんですね。ぜひそういう意味では、やっぱりそういう観光課が単独でいろんなことを考えていく、それにはいろんな接点も求めながら、他市とのいろんなあれもあると思うんですね。ぜひ観光課は、例えば市のほうでつくらないんであれば、商工会のほうでつくっていただくとか、そういう部分の専門分野というふうな形であったら、もう少し観光に対しての力が入るのかなというふうに思うわけでございます。

それでは、オリンピック・パラリンピックの開催により、観光での効果が生まれることを期待をしておりますけれども、東大和市を訪れるのは日本人とは限らないわけですね。国内外からさまざまな方がいらっしゃってくるのが相当想像されるわけです。そのときに、多言語対応について、今後の東京都の取り組み状況や、また外国人に対する対応の現状や今後の取り組みなどをお聞かせください。

○市民生活課長（田村美砂君） 東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、今後、語学ボランティアの育成に係る具体的なカリキュラムや実施体制等を検討していくに当たりましては、本年6月に東京都より各自治体が実施する語学ボランティアや国際交流事業等の取り組み状況について調査がございました。東京都に確認をいたしましたところ、本調査につきましてはまだ集計中ということでございましたので、今後の具体的な取り組みについてはまだ決定をしていないという回答のほうがありましたので、今後も東京都の動きに注視してまいりたいと考えております。

また本市では現在外国人に対する対応でございますけれども、日本語を習得したい外国人に対しまして、市民の方がボランティアで教室を開き、日本語を教える活動をしてくださっております。また市が行う事業で通訳等が必要な場合に備え、市民の方が通訳交流員として、現在は24名の方が10の言語で登録をさせていただいております。今後は東京都の取り組みに協力しながら、今現在ボランティアや通訳交流員などで登録いただいている皆さんを中心に、外国人を含めた方たちへのおもてなしが行えるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

おもてなしということは非常に評判がよくて、話題があったわけでございます。それで今、まあ語学の話、国際交流事業の話ということであります。今までずっと関連してきて、まちづくりは人づくりって言われます。実はその人づくりには、今回のこのオリンピック、非常にいいことなのかなというふうに思うわけでございます。私は、前から東大和を、ぜひ徳の社会というのをつくってこうやって、徳育ですね、こういうのを強化して、やはり人を感化する力ということだそうですね、徳というは。そういうことの魅力のある人間ができると、つくると。そういう意味では徳育というのを、こういう国際交流ですとか、いろいろこういうイベントのオリンピックとかパラリンピックというのを基点に、またそういうところの教育という、これもまた観光も含めて、そういうことができいくのかなというふうに思うわけですね。

実はきのう徳育についてちょっと調べてみましたら、文部科学省の徳育の意義・普遍性ということが出てま

いりました。徳育の目的ということですね。実は教育基本法の第2条においては、教育の目標を知・徳・体の調和のとれた発達を基本に、自主、自律の精神や自他の敬愛と協力を重んずる態度、自然や環境を大切にす態度、日本の伝統、文化を尊重し、国際社会に生きる日本人としての態度の養成を定めていくというふう書いてあるんですね。まさにこれね、オリンピックのそういう部分の中には、まさにこれ合致した一つの人をつくるための教育といえますか、そういう部分が、オリンピックにまさに合致しているというところの一つの考えじゃないかなというふうに思うわけです。

こうした教育基本法の規定も踏まえると、道徳は社会、その国、その時代が理想とする人間像を目指して行われる人格形成の営みであり、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな体を育むという知・徳・体の調和ある人格の完成を目指す教育の根幹を担うものであると考えるというふうに、文部科学省も言ってるんですね。ぜひそういう意味では、教育の中でもやっぱりこういうこと、観光行政も含めて、徳育、こういう部分の何か、このオリンピックを機会に、オリンピック・パラリンピックを機会に取り入れていただいて、道徳教育のようなものの推進もしていただくといいのかなというふうに思いました。

それでは、今後の高齢化の進展に伴う介護老人施設整備についてであります。

まず市長答弁では、高齢化の進展に伴い、高齢者の福祉保健施設も種類に応じて必要性が高まると認識しているようですが、具体的にどんな施設を市としては必要としているのか教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 市の第5期の介護保険事業計画におきましては、病気、それから障害の状態が安定している方が、在宅復帰ができるようリハビリテーションを中心としてケアを行います介護老人保健施設、こちらにつきまして新設を図ることとしており、第4期の事業計画のときから明記をして、開設を目指しているものでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） なぜ介護老人保健施設を必要とするのかを教えてくださいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） もう既に御承知のとおり、国のほうでは地域包括ケアシステムの構築の実現を、団塊の世代の方々が75歳以上となります2025年、こちらを目途に目指しているところでございます。地域包括ケアシステムの構築を図ることによりまして、住みなれた地域で自分らしい人生を最後まで送り届けることができるということを目的としているもので、病気や障害の状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います老人保健施設、こちらにつきましては地域包括ケアシステム構築を目指す上で必要な施設であるというふうに認識しております。

また当市には、既に1施設、100ベッド、100床の施設がございますが、東京都が定めております整備率から考えますと、新たに100ベッド、100床規模の施設が必要ということで、第5期の介護保険事業計画の中で計画をしているものでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、必要とする中に、今までも建設に向けての動きはあったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） これまでも介護老人保健施設、建設に関しての相談というものは数件ございました。ただ、いずれも建設、開設までに至ってはおりません。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、なぜ建設に至っていなかったのかを教えてくださいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 相談のごさいましたケースについてでありますけれども、いずれも建設予定用地、こちらの問題で建設ができなかったというようなことをごさいます。介護老人保健施設といいますが、用途地域の関係で病院と同じ扱いになりまして、建設予定地が、その用途地域上、原則として病院の建設が認められない用地であったということが原因をごさいます。また施設の性格上、一定規模の広さの土地が必要となつてまいりますので、費用の面なども合わせまして用地の確保が困難であるということも、一つの原因であるというふうに認識しております。

以上をごさいます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

なかなかやっぱりこれだけの施設ということで、100床ということになると、なかなか用地の確保が難しいということをごさいます。またその用地のいろいろですね、用途地域上の問題も結構あるようでごさいますね。これだけの施設をつくるのに、まとまった土地ということで、平場ということになりますとね、なかなか大和でも見受けられないところが多いようであります。それには、やはり地権者が1人じゃなく、数人の地権者とか、その中ではやはり事業に対して、皆さんそれぞれ一致した考えを持っていけばいいですけども、そうでないことなんかもあるようでごさいます。また用途地域の問題で、なかなか建物自体のいろんな不都合が出てくるということがあるようでごさいます。またこういう問題については、相続ですとか、そういうふうな土地の移動があるとき、こういうときに多く発生しているようでごさいます。できれば、まだこれからも必要性があるということをごさいますので、こういう問題についても事が発生する前に少しずつ調査をしておくとか、そんなことでもあればいいのかなというふうに思います。

狭山丘陵のほう、緑地のところなんかでも、かなりそういうお話があるときがあるようでごさいますけども、これは開発にかなりの費用がかかってしまうと、やはり斜面であることから、いろいろ問題もあるようでごさいます。お声がかかっても、そちらのほうではなかなか難しいと。そういうことになりますと、今私がいる芋窪の地域でも問題になっております墓地ですとか、そういうふうな問題にも発展しかねなくなるかなというふうに思うわけでごさいます。ぜひこういうことも必要としているところでもありますので、ひとつ御検討のほどお願いしたいというふうに思います。

それでは、向原地区プロジェクトの現状と今後の課題についてであります。

既に手続が中断から2年が経過をしているようですけども、そもそも東京都は本プロジェクトでどのようなまちづくりを目指したかったのか、事業実施に当たっての考え方はどのようなものだったか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東京都は、平成23年2月に向原地区プロジェクトの事業実施方針を公表いたしました。それによりますと事業用地を北地区約1.8ヘクタール、南地区約2.7ヘクタール、合計4.5ヘクタールとし、そこに定期借地権制度を活用し、民間事業者により低廉で高品質な住宅を供給すること、加えて住宅のCO₂排出量の削減に取り組み、地球温暖化対策に貢献する事業を展開するというふうにしております。それに伴いまして、それぞれの地区で整備する住宅の条件を定めております。北地区では、東村山市本町地区プロジェクトの成果を活用し、同程度の広さと質を備えた住宅の市場価格に比べて3割程度低減した住宅とすること。南地区では、低廉で断熱性能がすぐれ、高効率の設備機器及び再生可能エネルギー利用機器などを装備した低CO₂住宅とすることとしております。

また事業の進め方をごさいますが、4つほどの条件というか、決めをつくっております。1点目が、選定された事業予定者は、特別目的会社を設立し、都と協定を締結し事業を推進すること。2点目は、都は特別目的

会社に対し、70年間を基本として設定する定期借地権により事業用地を貸し付けること。3点目は、特別目的会社は都市基盤施設等を整備し、住宅を建設、住宅取得者に対し定期借地権の転貸方式、又貸しですね、転貸方式により住宅を供給すること。4点目が、特別目的会社は地代徴収等の定期借地権の管理、町並みの維持管理を行い、貸付期間終了時に都に土地を更地で返還することというようなものであります。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

このプロジェクト、東村山市の本町の地区のプロジェクトが参考になっているようですけども、その概要と事業の進捗状況を教えていただきたいと思えます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東村山市本町プロジェクトは、都営住宅の建て替えに伴いまして創出された約10ヘクタールの用地を利用し、多摩地域の郊外型居住モデルを提示するまちづくりと、狭くて高い東京の戸建て住宅を変えるものとして、戸建て住宅価格を引き下げる実証実験に取り組んだものでございます。東京都は公募で選定いたしました民間の企業グループで設立した事業会社に、一括して70年間の定期借地権を設定して土地を貸し付けております。事業会社は、実証実験住宅100戸を含む280戸の戸建て住宅の分譲を行うほか、道路、公園、集合住宅、保育所、デイサービスセンター、商業施設等の整備、地代の徴収等を行っているものでございます。

事業の進捗についてでございますが、戸建て住宅に関する内容でお答えさせていただきます。平成17年5月に事業会社が設立され、東京都と協定を締結いたしました。同年10月に宅地造成工事が着手されました。平成19年2月に第1期の販売が開始され、平成20年10月の第7期をもちまして販売を完了しているとのことでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

東村山本町地区プロジェクトですね。こちら恐らく、当市に聞くのもおかしな話なんですけども、この東村山のプロジェクトも、東村山のメリットというのが、もしわかったら教えてもらいたいと思えます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東村山市のほうは、当市の住宅だけではないといったようなこともございますので、全体的に見まして、まず10ヘクタールといった用地に整然とした町並みが整備されたことで景観も向上し、市としてのクオリティーが向上したと言えると思えます。個々に見ますと、防災機能を備えた公園が整備されました。地域の防災性が向上しております。またスーパーマーケットや保育所、デイサービスセンターが整備され、利便性が増すとともに、子育て、高齢者施策への対応も図られたというふうに感じます。また人口増加と、それによる増収や活発な経済活動の確保が図られたといったようなことが挙げられると思えます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、向原地区のプロジェクトで選定された事業予定者は、東京都の実施方針に対してどのような計画を立てたのか教えていただきたいと思えます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 事業予定者が立てた計画でございますが、共有地を含む5戸から10戸程度の住居群を単位といたしまして、それをブドウの房状にネットワークをし、地球環境や地域の緑化、防災性の向上に寄与する仕組みを備えた住宅地をつくり出すというものでございました。そのようにして、北地区に81戸、南地区に109戸、合わせて190戸を計画したもので、住宅の建設時には地域工務店が連携するなどしてコスト削減に取り組み、建設後は自然エネルギー利用機器の採用により、持続的な省エネ、CO₂削減を実施していこ

うとしたものであります。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） プロジェクトの中断から、2年近くがもうたっているわけでありまして。さらに今後どのように事業が進むのかが不明な状況を、まず市はどういうふうに捉えているのか、教えていただきたいと思っております。

○都市建設部長（内藤峰雄君） さきに示されたように、このまちづくり構想が、東京都の選定委員会で高い評価を受けて事業予定者が選定されておりました。また着手に当たりまして、市との道路の整備等の協議が調っておりまして、事業着手目前の中断であったといったようなことから、良好なまちづくりの機会を送らせてしまったという気持ちがございます。今は機会を捉えて、再度手続を進めていただきたい旨を伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） このプロジェクト、本当に、実はこういう言い方は失礼かもしれないけど、つまらないことから中止になって、建築基準法の違反でしたっけ。そんなことで、もともとなる業者がいろいろ問題が出てきてしまったということでございます。でも、このプロジェクトが進んでいきますと、当然大和の活性化にもつながると思うし、実際には大和の建築業者ですか、こちら名前が連なっていたと思います。それによって、建築業界って裾野が広いですから、やっぱり大和の市内の業界もそれなりに幾らかね、少し活性化というか、活発なところが出てくるのかななんていうのも思ってたわけです。

実際にこうやって活動しないというよりも、動きがないような土地ですよ。結局、先ほどの国有地もそうなんですよ。ただ漠然と置いてくだけじゃなくて、全然動きが見えないということが、大和としてのですね。こういうのが、やはりこちらから何らかのアプローチをどんどんどんかかしていくという、そういう必要性はないのかなというふうに思うんですよ。まあ御答弁では、いろいろこれから機会を捉えて進めていきたいということでありましたけども、ぜひそういうところは精力的に、やはり何でもそうだと思うんですけど、お伺いを立ててどんどんどんこちらからお願いするということをやっかないと、まあ相手方は1人じゃないよ。大勢相手もいることだし、自分の進めやすいところからやるんだということですよ、動きのやっぱり早いほうからどんどんどん進めていかれちゃうのかなと思うわけです。

実は前回の一般質問でも、モノレールの話もさせていただきました。きょうもモノレールのことについて、いろいろ御答弁もたくさんいただきましたけれども、これも順位の問題もありまして、やはり例えば多摩地域のほうの人たちが、町田ですか、町田の地域の人たちが先に手を挙げてどうかこうとやって言うと、そっちへ行っちゃう可能性だっけなきにしもあらずということになる可能性もあると思うんですよ。ですから、そういう意味では、ぜひ市としてもできるだけ足しげく足を運んでいただくということが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

それと、今回の青梅街道の拡幅の問題、それからモノレールの延伸の問題、それからオリンピック、それから軍民共用ですか——ということでもちょっとお話をさせていただきましたけども、基地のですね、これって皆さんももうお気づきになったと思うんですけど、みんな一つのインフラの中でおさまってる話なんですよ。そうすると、例えば場合によって一つの事業がいいほうに転ぶと、それが二転三転して、どんどん進むという可能性がないのかな。まあオリンピックをとということであっても、オリンピックまで6年でしたっけ。ということですから、それに極端にどんどんどん物が進んでいくということはないかもしれませんが、

やはり何かの取りかかりというか、そういうものをつくっていく必要があるのかなというふうに思うわけです。当然軍民共用の話もそうですけれども、これ余り強調するといろいろ地域の問題も出てくることもあるかもしれませんが、こういうことはやはり、ぜひ何かの事業にかかわりながら、一つ一つ回転をしていくといいますかね、そういうことも本当に必要なんじゃないかなというふうに思うわけです。

そんな中では、上北台が起点ということで、モノレールなんかもそうですし、あと清水あたりから来てるんですけど、新青梅の拡幅なんかもそうですし。ということは、やっぱり大和から起点になって始まっていくということ。そういうことの中では、ぜひ国有地の問題も、先ほどもちょっとお話ししてもらいましたが、だんだんだんだん用地が狭くなってきたななんていうところで、何かお借りしながら少しずつでも大和のほうで利用できるようにしておく。何でもそうだと思うんですけど、物事をあけていくほど、そんな余裕があるのかいという話だと思うんですね。やっぱり活性化するためには、何かをどんどん利用していったほうがいいのかなと。そういう意味では、オリンピックのホストシティ・タウンですか、こういう一般質問ございましたけども、そういう意味でね、例えば練習場をあそこに貸してもらいたいとか、そういうことを目的にどうかとかということで、これは他市の連携ともできるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、そういう部分なんかのことも考えていきますと、いろんな意味でそういう展開ができていくのかなというふうに思うわけでございます。

ぜひそういうところを回転をうまくさしていきながら、やはりそういう地域の問題、また国有地ということで、あそこもそうなんですけども、例えばこれからは相続、先ほど相続の話もしましたが、相続や何かでやっぱり土地で納めてしまうという方もいらっしゃるわけですね。そういうときに、恐らく市のほうにも連絡があると思いますけども、市のほうとして、用途として何かあるかという問題も出てくると思うんですね。できればそういうものを少しずつでも集約しながら、ある程度まとまったところを、今度どんと慎重に出してみるとか、それによって国有地を、それを代替として買うとか、そういうことの方法も、これからひとつ一助として考えていただければいいのかなというふうに思います。恐らくその土地をあれでということに納める方も、今まではほとんどが、いや自分で処分して、ちゃんと税金は税金で、所得税はそちらで、お金出さないでくださいというのが多かったようなんですけども、何かまた最近そういうこともあるようでございます。ぜひそんなことも見据えながら、やはりまちづくりをどういうふうに考えていくのかということ、やはり広く長い目で見ながら、一つ一つ確実に進んでいくということが必要かなというふうに思うわけでございます。

ぜひですね、きょうは本当にこれといった答弁を求めない質問ではございましたけれども、ぜひ私の一般質問をまちづくりの一助としていただければというふうに思うわけでございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす10日から12日、16日から19日、22日、24日、25日の10日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（尾崎信夫君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時44分 散会